

平成 16 年度

包括外部監査の結果報告書

平成 17 年 2 月

善通寺市包括外部監査人

公認会計士 岡 林 正 文

# 目 次

## 包括外部監査の結果報告書

第1	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3.	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4.	善通寺市の学校給食事業の概要	2
5.	外部監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）	5
6.	外部監査の実施期間	7
7.	外部監査人補助者の資格と人数	7
8.	利害関係	7
第2	外部監査の結果及び意見	8
1.	学校給食事業の経営分析について	8
2.	施設の管理について	20
3.	原価計算と給食費徴収単価の妥当性について	30
4.	契約管理について	39
5.	献立管理について	49
6.	補助金の支出の合理性について	52
7.	人件費の妥当性について	54
8.	給食費の徴収管理について	58
9.	食材の購買管理について	62
10.	食材の在庫管理について	71
11.	貯蔵品及び有形固定資産管理について	73
12.	総括	78

# 包括外部監査の結果報告書

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び善通寺市包括外部監査契約に基づく監査に関する  
条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

#### (1) 外部監査の対象

学校給食事業の財務事務及び経営管理

#### (2) 監査対象期間

原則として平成 15 年度、ただし、必要に応じて過年度についても対象とした。

### 3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

学校給食事業費は平成 15 年度決算において 185 百万円を支出している。また、これ以外に保護者からの給食費負担によって賄われている食材費相当額が、善通寺市学校給食会を通じて 143 百万円支出されている。両者を合計した学校給食事業の事業規模は 328 百万円に達する。

安価な給食費で栄養バランスのとれた食事を提供し、かつ家庭の負担を軽減する学校給食は市民のニーズが高い事業であるが、昭和 60 年に移転新築した善通寺市の学校給食センターも築後 20 年が経過し、厨房機器を中心に老朽化がすすんでいることから、次の学校給食センターのあり方を研究する必要性に迫られている。平成 16 年度版「善通寺市行政改革実施計画」においても、「民間委託及び民営化の推進」に「学校給食センターのあり方の検討」がとりあげられ、平成 19 年度までが検討・準備年度とされており行政改革の目玉になっている。

善通寺市の学校給食事業について、その財務事務及び経営管理の状況を調査し、さらに今後の学校給食センターのあり方について意見を述べることは、学校給食事業をとおした

住民サービスの向上に資するだけでなく、その事業の経済性さらにはその組織及び運営の合理化、また規模の適正化（地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項）にまで貢献すると考え、特定の事件（テーマ）として選定したものである。

#### 4. 善通寺市の学校給食事業の概要

##### (1) 学校給食事業の沿革

今から 100 年以上前の 1889 年に山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で、貧困児童を対象に無料給食を実施したのがわが国初の学校給食と言われている。

善通寺市の学校給食事業は昭和 29 年に学校給食法が制定されたことを受け、昭和 30 年から昭和 31 年にかけて市内 8 小学校及び幼稚園において各学校ごとに PTA 組織による完全給食を実施することによってスタートした。昭和 44 年には中学校にも完全給食実施の機運が高まったことから調査研究を行った結果、センター方式<sup>(注1)</sup>によって幼稚園、小学校及び中学校の完全給食を実施する結論に達した。昭和 47 年には最初の学校給食センターの建設用地（面積 3,948 m<sup>2</sup>）を市内与北町に取得（取得価額 11 百万円）し、同年 12 月から建設工事に着手して、昭和 48 年 8 月に学校給食センターが竣工した（建設費 59 百万円、厨房等備品費 34 百万円）。竣工前の昭和 48 年 4 月に学校給食センター条例が施行され、同年 7 月には保護者から徴収する給食費を管理し、かつ学校給食用物資の調達を行う学校給食会が設立されている。そして、同年 9 月から幼稚園、小学校及び中学校への給食を開始した。

米飯給食は、昭和 50 年 4 月から年 2 回で開始したが、文部省の学校給食分科審議会の「正しい食事のあり方を身につける上から米飯給食は有意義だ。」とする意見を受け、翌年の昭和 51 年 4 月には学校給食法施行規則が改正され米飯給食が本格的に導入された。昭和 51 年 4 月から月 2 回実施、昭和 55 年 4 月からは週 2 回（委託炊飯<sup>(注2 参照)</sup> 1 回、センター炊飯<sup>(注2)</sup> 1 回）、昭和 58 年 4 月からは現在の状態である週 3 回（委託炊飯 2 回、センター炊飯 1 回）実施になった。

子どもたちのカルシウム不足が社会問題化する中、善通寺市では独自の取り組みとして昭和 55 年 9 月から「いりこ給食」と銘打って 1 日 1 人 2g の“いりこ”を給食に添えることを開始し、現在まで続いている。

ところで、最初に建設された学校給食センターは高松自動車道の善通寺 IC（インターチェンジ）の建設予定に伴い、昭和 59 年にその移転用地（面積 3,596 m<sup>2</sup>）を同じ与北町内で取得（取得価額 81 百万円）し、昭和 60 年 4 月には建設工事に着手し、昭和 60 年 8 月に現在の学校給食センターが竣工した（建設費 169 百万円、厨房等備品費 47 百万円）。

また早くから行政改革に着手していた善通寺市であるが、学校給食事業においても平成 8 年 4 月から配送業務の民間委託を開始した。さらに退職者不補充により、調理員の正規職員からパートへの移行も順次すすめている。

一方、平成 8 年 7 月に大阪府堺市の学校給食で腸管出血性大腸菌 O157 による集団食中毒が発生し、それを受け当時の文部省（現 文部科学省）が翌平成 9 年 4 月に学校給食衛生管理の基準を制定、それに対応するために善通寺市学校給食センターでも同年 8 月に真空冷却機、翌平成 10 年 8 月には食器・食缶消毒保管機を購入、平成 12 年 9 月には保冷食缶、冷却機能付回転釜及び真空冷却ユニットを購入している。平成 15 年 3 月には学校給食衛生管理の基準が改訂され、同年 9 月からウェット調理場のドライ運用（注<sup>3</sup>）を図るとともに改訂された基準の遵守に取り組んでいる。

このように市民のニーズが著しく高い学校給食事業も、加速する行政改革の中で一層の効率化が求められる一方、ウェット調理場のドライ運用を図るとともに改訂された学校給食衛生管理の基準を遵守するための設備投資が要求されており、財政面を中心とする運営上困難な局面を迎えている。

- （注） 1. センター方式 … 市内全域の学校給食を学校給食センターで一括して調理し、各学校へ運搬する方式。これに対して各学校に調理設備を設け調理する方式を「自校方式」と呼ぶ。
2. センター炊飯 … 米飯を学校給食センターで炊飯すること。これに対して各学校の調理設備で炊飯することを「自校炊飯」、委託業者へ委託することを「委託炊飯」と呼ぶ。
3. ウェット調理場の  
ドライ運用 … 調理場を高温多湿にせず、調理場の床を水浸しにしないで調理や洗淨を実施し、調理場の床に食品を落とさないようにして調理することをいう。

(2) 学校給食事業の業務概要

善通寺市学校給食センターは、市内の幼稚園 8 園、小学校 8 校及び中学校 2 校に 1 日約 3,500 食の学校給食を供給している。

平成 15 年度末現在のセンターの人員構成は下記のとおりである。

(単位:人)

職種	人数	摘要
所長	1	
次長	1	
管理	3	設備担当(調理兼務)、庶務担当、学校給食会担当各 1 人
調理員	8	
嘱託	4	
パート	7	
合計	24	

この他に委託している配送業務のドライバーが 3 人、香川県から派遣されている学校栄養職員 2 人の合わせて 29 人の陣容である。

学校給食センターは調味料以外の在庫を所有しておらず、通常、当日の朝に納入業者から肉、野菜が納入される(米は前々日の午後入荷)。その後、食材の検収作業、洗浄作業、調理が行われ、その間にドライバーが食器を各学校へ配送する。調理された料理は、各学校・クラス別に食缶へ配缶し、コンテナへ積み込む。各学校の昼食時間が始まるまでに、ドライバーが再びコンテナを各学校へ配送する。午後は使用した調理器具の洗浄及び調理現場の清掃から開始し、ドライバーが各学校から食器・食缶を回収し、これを洗浄、乾燥する。その後、調味料の秤量など翌日の献立の準備をする。

献立は幼稚園から小学校まで同じメニューで統一しており、一人当たりの分量で差を設けている。

人件費、光熱水費、設備・備品購入費等は、教育委員会所管の学校給食センターの歳出として市の一般会計で賄われているが、学校給食法で保護者負担が明記されている食材費は、学校の代表者、PTA 会長及び学識経験者で組織される善通寺市学校給食会が支

出し、保護者から給食費を徴収している。食材の発注に代表される学校給食会の事務は、学校給食センターの職員が行っている。

献立は、香川県から派遣されている学校栄養職員 2 名が 2 ヶ月分の献立案を作成し、それを学校の代表、PTA 会長、学識経験者、学校給食センター所長、調理員及び学校栄養職員で構成される善通寺市学校給食センター献立委員会（以下、「献立委員会」という。）に諮って決定する。善通寺市の学校給食の特徴としては、社会問題化している子ども達のカルシウム不足を解消するため、昭和 55 年 9 月から「いりこ給食」（1 日 1 人 2g）を開始し、現在に至っていることが挙げられる。また、毎月一度、「リクエスト献立」と称して、子ども達からリクエストを募った上で、学校栄養職員が栄養バランスを判断した献立も編成している。また、食育（食事をとおした教育）の一環として児童自ら栄養バランスを考えて料理を選ぶ「セレクト給食」も実施している。

## 5. 外部監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）

学校給食事業に係る財務事務及び経営管理が、適正に執行されているかどうか確かめるため、善通寺市の学校給食センターへ往査し、以下の事項を検討した。

### (1) 善通寺市学校給食事業の経営分析について

善通寺市における学校給食事業に関する現状を把握し、かつ抱えている問題点及び監査上の重点項目を明確にするため、以下の分析を行った。

善通寺市学校給食事業の各費用について時系列並びに他市比較分析を行った。

保護者から徴収している給食費について時系列並びに他市比較分析を行った。

給食費の徴収管理及び学校給食用物資の調達を行っている善通寺市学校給食会の収支状況について時系列で比較分析を行った。

### (2) 施設の管理について

学校給食センターの稼働率を分析し、施設が有効かつ経済的に使用されているか検討した。また、給食センターの適正な運営を図るために設置されている善通寺市学校給食センター運営審議会が適切に活動しているか否か検討した。

(3) 原価計算と給食費徴収単価の妥当性について

学校給食センターが提供している給食の原価を計算し、保護者から徴収している給食費の妥当性を検討した。また調理業務を民間委託した場合のコストを試算し、現状と比較することで経済性の分析・検証を行った。

(4) 契約管理について

業務委託契約、備品購入契約等の契約事務について、関係法令及び諸規程に対する準拠性を検討した。

(5) 献立管理について

献立の選定過程、献立委員会の献立委員の構成が所定の規則に準拠しているかどうかを検討した。

(6) 補助金の支出の合理性について

現在、学校給食事業に対して支出されている補助金が所定の規則に準拠しているかどうか、またその支出に合理性があるか検討した。

(7) 人件費の妥当性について

人件費の支出について、その支給内容を調査し、法令等及び事実に基づいて正しく支給されているか否か検討した。

(8) 給食費の徴収管理について

給食費の徴収事務において授受される金銭の管理について、所定の規則にしたがって行われているかどうか検討した。

また、保護者から徴収した給食費の収支管理は善通寺市学校給食会が行っていることから、その収支管理が所定の規則に準拠して行われているかどうか検討した。

(9) 食材の購買管理について

学校給食会で食材を購入する際の数量、価格等の決定にあたり所定の規則に準拠しているかどうか検討した。

(10) 食材の在庫管理について

学校給食会で購入する食材の保管状況を調査し、実在性を検証した。



## 第2 外部監査の結果及び意見

包括外部監査の結果報告書の記載に当たっては、監査結果（指摘事項についてはタイトルに「指摘事項」と付記）を記載すると共に、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨から監査の実施過程において気がついた組織及び運営の合理化に資するための意見（タイトルに「意見」と付記）も記載した。

### 1. 学校給食事業の経営分析について

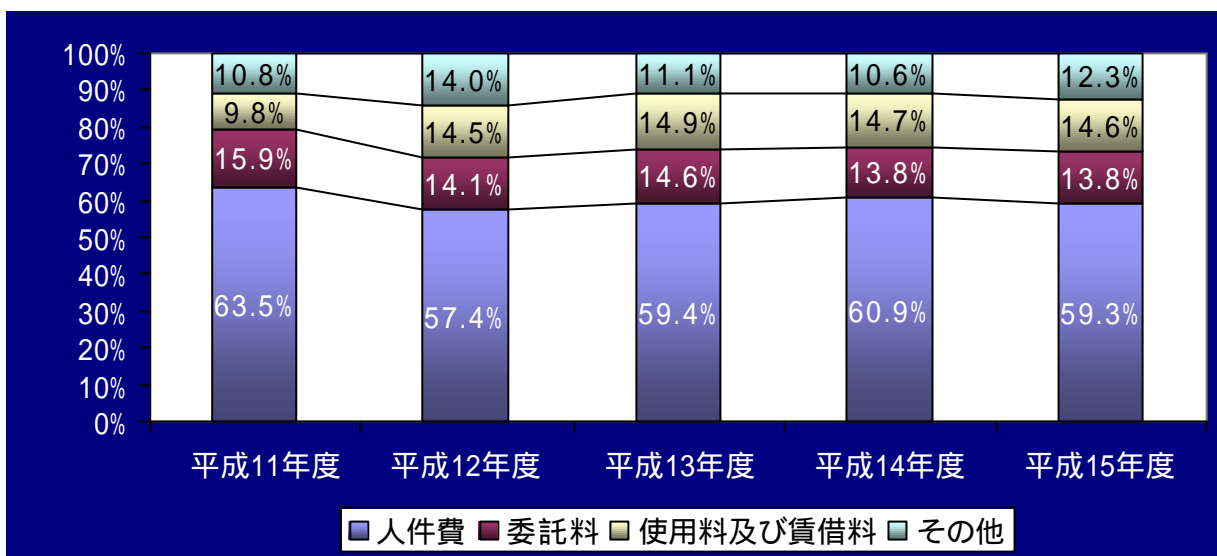
#### (1) 過去5年間（決算額）及び平成16年度（予算額）の学校給食費歳出額の推移

（単位：千円）

年度 区分	平成11年度 （決算額）	平成12年度 （決算額）	平成13年度 （決算額）	平成14年度 （決算額）	平成15年度 （決算額）	平成16年度 （予算額）
報酬	112	81	32	32	24	49
給料	56,176	55,900	56,267	59,295	57,723	51,631
職員手当等	27,473	27,714	27,260	27,765	25,715	23,312
共済費	10,207	10,470	10,897	11,490	11,535	10,285
賃金	13,965	14,677	15,087	15,311	15,171	19,142
報償費	15	12	5	10	7	5
旅費	380	52	263	32	177	30
需用費	16,320	16,218	17,161	17,453	18,194	17,682
役務費	1,181	1,034	595	653	540	669
委託料	26,966	26,793	26,944	25,879	25,695	26,180
使用料及び賃借料	16,592	27,470	27,470	27,420	27,110	26,710
工事請負費		1,617			2,000	
原材料費	52	49	46	45	47	47
備品購入費	197	7,379	2,199	1,307	1,609	2,509
負担金、補助及び交付金	255	251	248	251	247	252
補償、補填及び賠償金					124	
合計	169,891	189,717	184,474	186,943	185,918	178,503

（注）出所：善通寺市「歳入歳出決算書」及び「予算書」

学校給食費に占める人件費、委託料、使用料及び賃借料の割合の推移は以下のとおりである。



人件費の割合が突出していることがわかる。なお、委託料、使用料及び賃借料についてもその他の項目に比して比重が高い。以下では人件費、委託料、使用料及び賃借料に重点をおいて分析する。

## (2) 人件費の分析

学校給食センターの過去5年間の人員数推移及び人件費総額推移

学校給食センターの役職別の人員数の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

役職	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
所長	1	1	1	1	1
次長	-	-	-	-	1
副主幹	-	-	-	-	1
係長	3	3	1	1	-
主事	-	1	2	2	3
給食調理班長	2	1	1	1	1
給食調理員					
市職員	8	8	9	9	6
嘱託職員	4	4	4	4	4
パート職員	5	6	6	6	7
合計	23	24	24	24	24

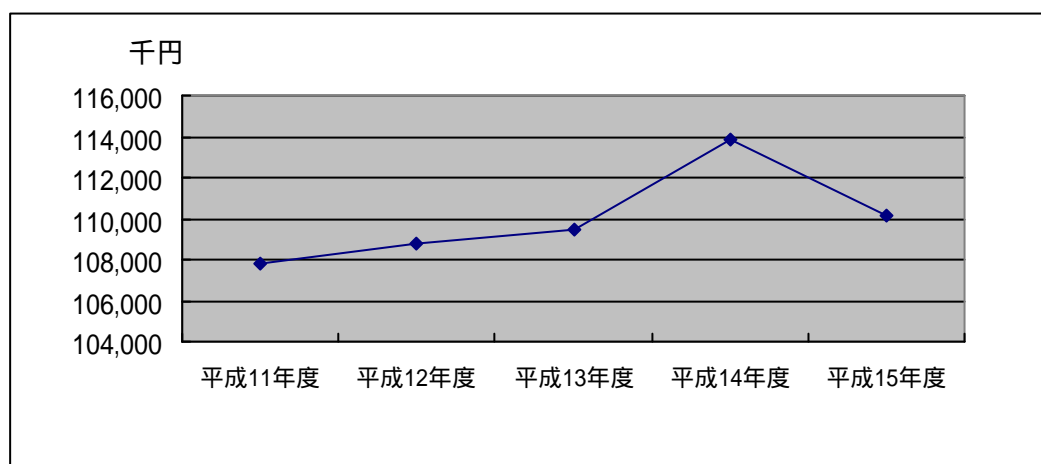
(注) 1. 人員数はいずれも4月1日現在のものである。

2. 平成14年度以降、主事のうち1人は給食調理業務に従事している。

全体の人員数はほとんど増減していないものの、平成 16 年度の 24 人のうち、次長 1 人及び主事 1 人の計 2 人は病気を理由に長期休暇を取得しているため、実質的には 22 人で運営している。また、平成 16 年度の給食調理員数合計（給食調理班長 + 給食調理員）は 18 人であり、全国平均の 16.5 人<sup>（注）</sup>より若干多い。

（注）普通寺市学校給食センターの 1 日当たり給食供給量は平成 15 年 5 月 1 日現在で 3,523 食であるため、「平成 15 年版学校給食要覧」（独立行政法人日本スポーツ振興センター編集・発行）から生徒数 3,001 人～4,000 人の共同調理場における 1 箇所当たり平均人数を全国平均として記載した。

過去 5 年間の人件費総額の推移は以下のとおりである。



（注）1. 出所：普通寺市歳入歳出決算書  
2. 人件費総額 = 給料 + 職員手当等 + 共済費 + 賃金

平成 11 年度から平成 14 年度までは毎年増加していたものの、平成 15 年度中に市職員 1 人が退職したため、平成 15 年度の人件費総額は前年度より減少した。

## 他の自治体との比較分析

### (a) 嘱託職員及びパート職員比率の分析

嘱託職員及びパート職員が全職員に占める割合について、香川県内の主な共同調理場（善通寺市学校給食センターと規模が近似する 1 日当たり給食供給量が 2,500 食以上）と比較した結果は以下のとおりである。

	善通寺市学校給食センター	丸亀市中央学校給食センター	観音寺市学校給食センター	さぬき市大川学校給食共同調理場	香川町立学校給食センター	全国平均
比率	41.7%	18.8%	33.3%	57.6%	15.0%	34.6%

(注) 1. 比率 = (嘱託職員数 + パート職員数) / 全職員 (学校栄養職員除く)

2. 出所：香川県内の主な共同調理場については、香川県学校給食共同調理場連絡協議会調べの「学校給食共同調理場の概要」。全国平均については、「平成 15 年度学校給食要覧」(独立行政法人日本スポーツ振興センター編集・発行)。なお、全国平均の比率は平成 14 年 5 月 1 日現在のものであり、近隣市町村の共同調理場の比率は平成 15 年 5 月 1 日現在のものである。

上記から、善通寺市学校給食センターではさぬき市大川学校給食共同調理場に次いで高い比率となっており、嘱託職員及びパート職員の活用が進んでいることがわかる。

### (b) 調理員 1 人当たり給食供給量及び平均年齢の比較分析

香川県内の主な共同調理場との比較結果は以下のとおりである。

共同調理場名	1 日当たり給食供給量 (食)				調理員数 (人)	調理員 1 人当たり給食供給量 (食 / 人)	平均年齢 (歳)
	幼稚園	小学校	中学校	計			
善通寺市学校給食センター	493	1,986	1,044	3,523	21	168	50
丸亀市中央学校給食センター	-	4,945	-	4,945	28	177	46
観音寺市学校給食センター	-	2,739	1,165	3,904	23	170	41
さぬき市大川学校給食共同調理場	523	1,929	1,062	3,514	25	141	44
香川町立学校給食センター	351	1,502	833	2,686	16	168	48

(注) 1. 出所：香川県学校給食共同調理場連絡協議会調べの「学校給食共同調理場の概要」

2. すべて平成 15 年 5 月 1 日現在の数値である。

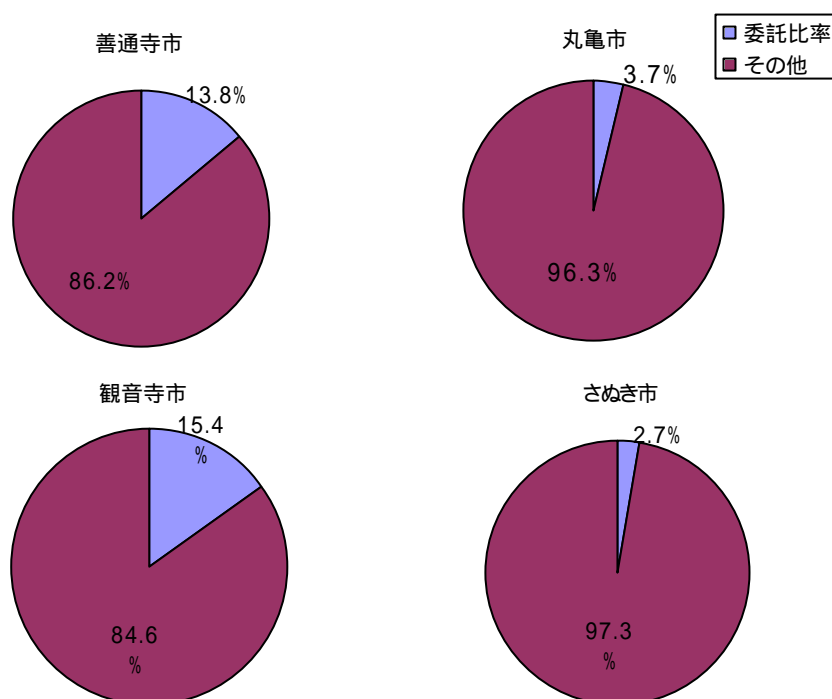
3. 給食供給量は教職員数と生徒数を合わせた数量である。

4. 観音寺市学校給食センター及びさぬき市大川学校給食共同調理場はドライ化されている。

上記のとおり、善通寺市学校給食センターの調理員 1 人当たり給食供給量 168 食は他の学校給食センター及び共同調理場と比較しても、特に低い水準ではないものの平均年齢は最も高く、給食調理員の高齢化が進んでいることがわかる。

### (3) 委託料の分析

委託料の学校給食費に占める割合について、香川県内の近隣市と比較した結果は以下のとおりである。比率はすべて平成 14 年度の決算額から算出したものである。



(注) 1. 出所：各市の平成 14 年度決算書  
2. 比率=委託料/学校給食費総額

上記グラフから、善通寺市の委託料の割合が比較的高いことがわかる。

さらに、各業務別の委託管理状況について香川県内の近隣市町村にある 1 日当たり給食供給量が 2,500 食以上の共同調理場と比較した。

共同調理場名	給食調理業務	給食運搬業務	ボイラー保守点検業務	汚水処理業務	夜間管理業務
善通寺市学校給食センター	×				
丸亀市中央学校給食センター	×	×			
観音寺市学校給食センター	×			-	
さぬき市大川学校給食共同調理場	×	×			
香川町立学校給食センター	×	×			

- (注) 1. 出所：香川県学校給食共同調理場連絡協議会調べの「学校給食共同調理場の概要」  
 2. すべて平成 15 年 5 月 1 日現在の状況である。  
 3. 観音寺市学校給食センターは公共下水道に接続しているため、汚水処理業務は不要である。

上記のとおり、香川県内の 1 日当たり給食供給量が 2,500 食以上の共同調理場で給食調理業務の外部委託を行っているところはない。調査したところによれば、香川県内では飯山町（1 日当たり給食供給量 1,989 食）のみが給食調理業務を外部委託している。なお、その他の業務については各共同調理場とも外部委託の状況に大きな差異はないことがわかる。

#### (4) 使用料及び賃借料の分析

使用料及び賃借料について項目別支出額の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
学校給食用食器等借上料	15,229	26,107	26,107	26,107	26,107
学校給食管理システム	1,071	1,071	1,071	1,071	761
その他	292	292	292	242	242
合計	16,592	27,470	27,470	27,420	27,110

学校給食用食器等借上料は学校給食センター内に 3 ライン設置されている食器、食缶及びコンテナの洗浄機に係るリース料であり、学校給食管理システムは献立の作成や残渣量を集計するソフトウェア及びこのソフトウェアをインストールしたノートパソコンに係るリース料である。なお、学校給食用食器等借上料は平成 11 年度途中でリース契約を締結したため、当該年度は 7 ヶ月間のリース料しか計上されていない。

#### (5) 徴収給食費分析

保護者から徴収している給食費について、時系列並びに他市との比較分析を実施した。

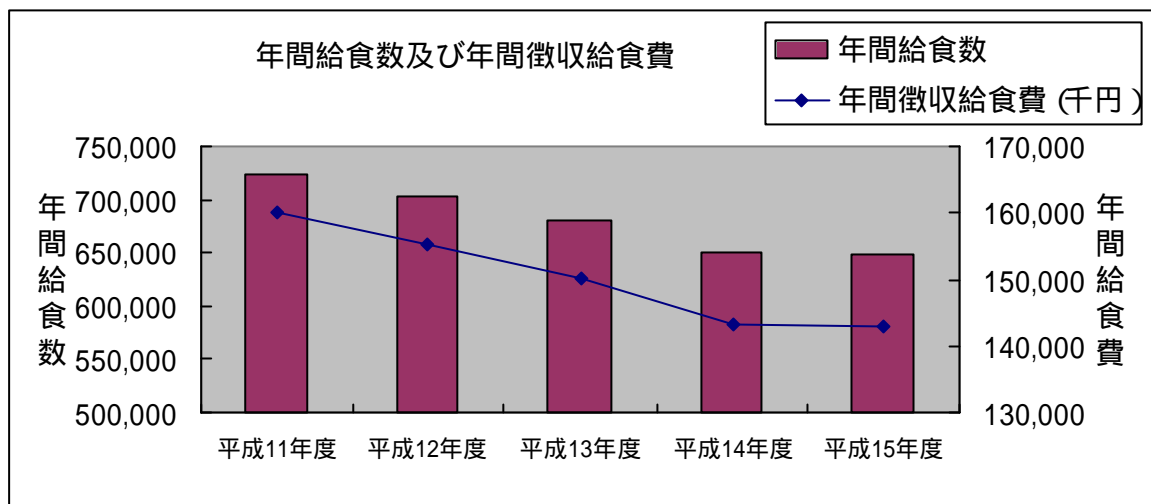
過去 5 年間の年間給食数及び年間徴収給食費の推移

区分		年度				
		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
幼稚園	食数(食)	91,154	87,231	89,065	91,977	89,439
	金額(千円)	17,684	16,923	17,279	17,844	17,351
小学校	食数(食)	424,122	411,645	397,781	380,698	372,334
	金額(千円)	91,186	88,504	85,523	81,850	80,052
中学校	食数(食)	202,576	197,389	188,039	172,078	180,343
	金額(千円)	49,631	48,360	46,069	42,159	44,184
給食センター	食数(食)	6,687	6,543	5,780	5,795	6,103
	金額(千円)	1,434	1,405	1,243	1,246	1,312
合計	食数(食)	724,539	702,808	680,665	650,548	648,219
	金額(千円)	159,935	155,192	150,114	143,099	142,899

(注) 1. 出所：普通寺市統計書及び普通寺市学校給食会収支決算書

2. 食数には教員分も含まれている。

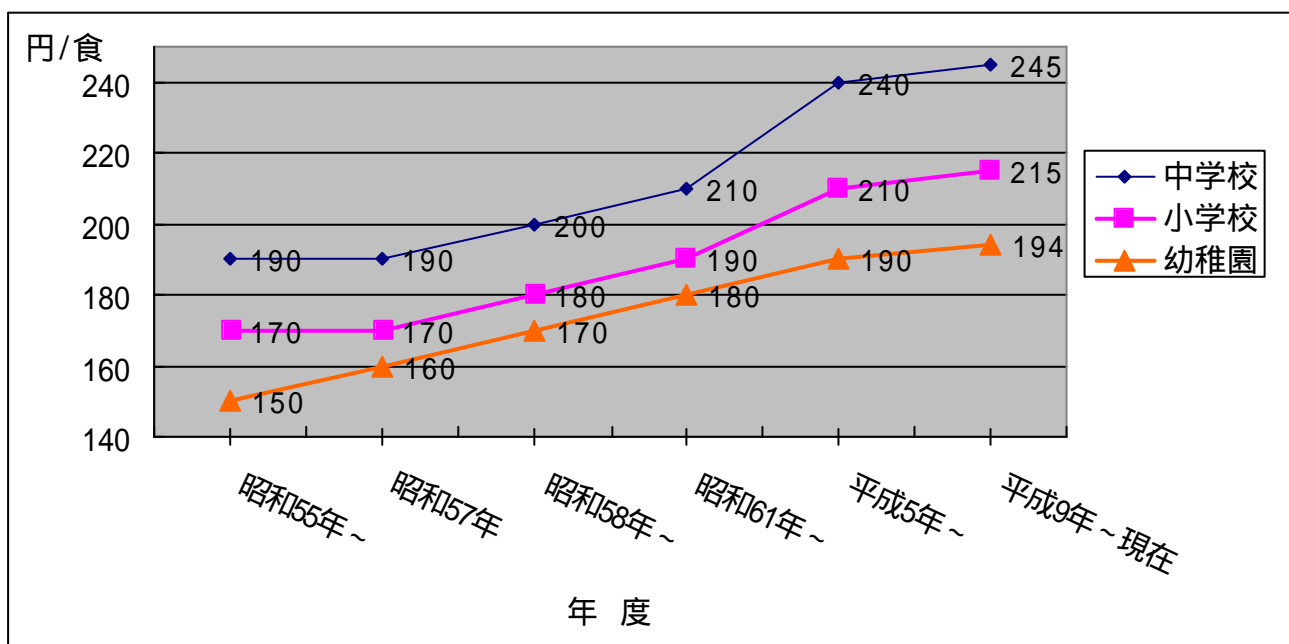
3. 給食センターには、普通寺市学校給食センターに勤務している職員分を記載している。



上記の表並びにグラフからもわかるように、児童数の減少に伴い年間給食数及び年間徴収給食費はともに減少傾向にある。平成 15 年度の年間給食数及び年間徴収給食費は平成 11 年度と比較して 10%以上減少している。

#### 1食当たり徴収給食費の分析

##### (a) 学校給食センターの1食当たり徴収給食費の推移



1食当たり徴収給食費は物価上昇や消費税の導入、消費税率アップ等を反映して、数年に一度改定が行われている。

(b) 徴収給食費の比較分析

一食当たりの徴収給食費について、香川県内の近隣市町村の主な共同調理場（1日当たり給食供給量が2,500食以上）及び全国平均と比較した。

（単位：円/食）

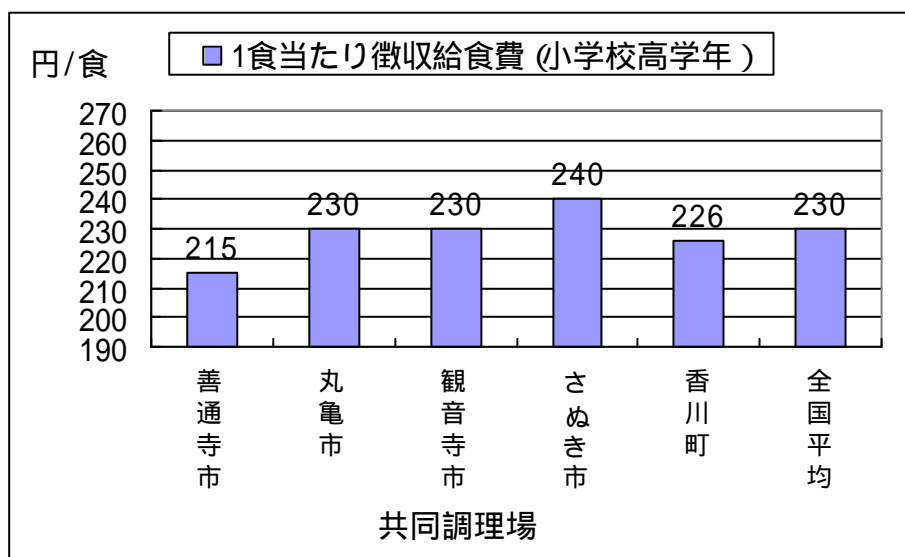
共同調理場名	一食当たり徴収給食費			
	幼稚園	小学校		中学校
		低学年	高学年	
善通寺市学校給食センター	194	215	215	245
丸亀市中央学校給食センター		230	230	
観音寺市学校給食センター		230	230	260
さぬき市大川学校給食共同調理場	210	240	240	260
香川町立学校給食センター	201	226	226	270
全国平均		228	230	267

（注）1. 全国平均は平成14年度5月1日現在のものであり、全国平均以外は平成15年5月1日現在のものである。

2. 出所：「学校給食共同調理場の概要」（香川県学校給食共同調理場連絡協議会調べ）及び「平成15年版 学校給食要覧」（独立行政法人日本スポーツ振興センター編集・発行）

3. 香川町立学校給食センター及び全国平均値は、給食費月額×11ヶ月（徴収月数）÷年間給食回数で算出している。

上表のうち、小学校高学年について各共同調理場の徴収給食費を比較するグラフを作成した。



上記の表及びグラフから、善通寺市の学校給食センターが徴収している1食当たりの給食費はすべての世代において低い水準で抑えられてることがわかる。

(6) 善通寺市学校給食会の収支分析

善通寺市学校給食会とは、学校給食法に基づき、市立小学校・中学校・幼稚園における学校給食の充実と適正円滑な運営を図ることを目的として、昭和 48 年 7 月に組織された団体である。主に、給食費の徴収管理及び学校給食用物資の調達を行っている。

過去 5 年間の善通寺市学校給食会の収支状況は以下のとおりである。

(単位:千円)

項目	節	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
<b>収入</b>						
給食費	給食費	159,935	155,191	150,114	143,098	142,899
補助金	市補助金	200	200	200	200	200
雑入	雑入	78	63	48	32	157
繰越金	繰越金	335	352	347	387	189
収入合計		160,548	155,806	150,709	143,717	143,445
<b>支出</b>						
会議費	会議費	66	67	62	202	116
研修費	研修費	147	120	-	78	50
事務費	旅費	181	74	46	48	107
	需用費	5	140	107	101	103
	備品費	-	-	-	-	-
	負担金	6	7	-	13	14
	栄養管理費	-	-	-	-	-
	公課費	-	-	-	-	-
	事務費計	192	221	153	162	224
給食費	主食費	31,661	31,382	29,131	27,951	28,154
	牛乳代	26,470	26,433	26,602	25,492	25,316
	副食費	101,660	97,236	94,366	89,644	89,431
	給食費計	159,791	155,051	150,099	143,087	142,901
積立金	価格調整金	-	-	8	-	-
予備費	予備費	-	-	-	-	-
支出合計		160,196	155,459	150,322	143,529	143,291
差引繰越金		352	347	387	188	154

(注) 1. 出所：善通寺市学校給食会収支決算書

2. 平成 13 年度の価格調整金の支出 8 千円は、定期預金に預けている価格調整積立金に係る利息が雑入で処理されており、再度価格調整積立金に積み立てるため支出項目として計上されたものである。

収入のうち、補助金は善通寺市の一般会計から学校給食会運営補助金として、善通寺市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づいて交付されているものである。

積立金（価格調整金）とは食材の急激な物価変動に備えて積み立てているものであり、平成15年度末現在では、利息も含めて累計で9,653千円の残高がある。

上記の収支状況から、保護者から徴収した給食費はすべて食材の購入費に充てられていることがわかる。

## (7) 分析結果

(2)～(6)の分析結果を踏まえて、以下の点に重点を置いて監査を行った。

### 人件費の分析結果より

学校給食費に占める人件費の割合が高いことから、支給されている給料及び職員手当等の妥当性に重点を置いて検討した。また、給食調理員数が全国平均を上回っていることから、余剰人員の有無についても重点を置いて検討した。さらに、嘱託職員及びパート職員の構成比率が他の自治体よりも比較的高く、学校給食センター内での位置付けも重要と判断されることから嘱託職員及びパート職員に対する人事評価の適切性にも重点を置いて検討した。

### 委託料の分析結果より

学校給食費に占める委託料の割合が観音寺市に次いで高いことから、業務委託契約について重点的に検討した。また、善通寺市学校給食センターでは給食調理業務が民間委託されていないことから、民間委託の経済性計算を実施した。

### 使用料及び賃借料の分析結果より

金額的に重要性が高い学校給食用食器等借上料を中心に契約事務の準拠性や支出の合理性を検討した。

### 徴収給食費の分析結果より

年間給食数が年々減少を続けており、学校給食センターの給食生産能力に余剰が生まれていると考えられるため、学校給食センターの有効かつ経済的な活用方法がないか検討した。

また、善通寺市学校給食会が各学校を通じて保護者から徴収している給食費が他市と比較して低いことから、善通寺市学校給食センターが提供している給食の原価計算を行い、給食費徴収単価の妥当性に重点を置いて検討した。

善通寺市学校給食会の収支分析結果より

善通寺市学校給食会で行っている給食費の徴収管理及び食材の購買管理の妥当性を検討するとともに、収支計算書に計上されている補助金の支出の合理性についても重点を置いて検討した。

## 2. 施設の管理について

善通寺市学校給食センター（以下、「学校給食センター」という。）の平成 15 年度の稼働実績を把握し、かつ実際の調理現場への立会を実施して、操業度を上げるための施策がないか検討した。また、その施設運営において重要な役割を果たす学校給食センター運営審議会（以下、「運営審議会」という。）について、その審議内容を査閲した。さらに、隔年で実施されている運営審議会の視察研修について、その旅費等が関係諸規程に準拠して支給されているか否か、またその必要性にまで検討を加えた。

また、善通寺市内の幼稚園、小学校及び中学校から生徒数の比較的多い 1 校をそれぞれ抽出し、訪問して先生方に学校給食の問題点や学校給食に対する要望等がないか質問した。しかし、いずれの教育機関においても現場の先生方からは学校給食に対する問題点は聞かれず、児童の偏食が問題視される中で、栄養バランスのとれた食事が供給される学校給食に対しての感謝の言葉が多かった。また、間接的に保護者から学校給食への感謝の言葉も聞かれた。

### (1) 稼働率について（意見）

平成 15 年度の年間稼働日数を、同年度のカレンダー及び出勤簿をもとに算定した。

平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日：366 日…

夏休み	7/20～8/31	42 日	（うち土・日・祝日は 15 日）
冬休み	12/25～翌年 1/4	11 日	（　　　　　　"　　　　　　7 日）
春休み	3/26～4/6	<u>12 日</u>	（　　　　　　"　　　　　　4 日）
計		65 日	…

1 学期	土・日・祝日	31 日
2 学期	土・日・祝日	28 日
3 学期	土・日・祝日	<u>24 日</u>
計		83 日 …

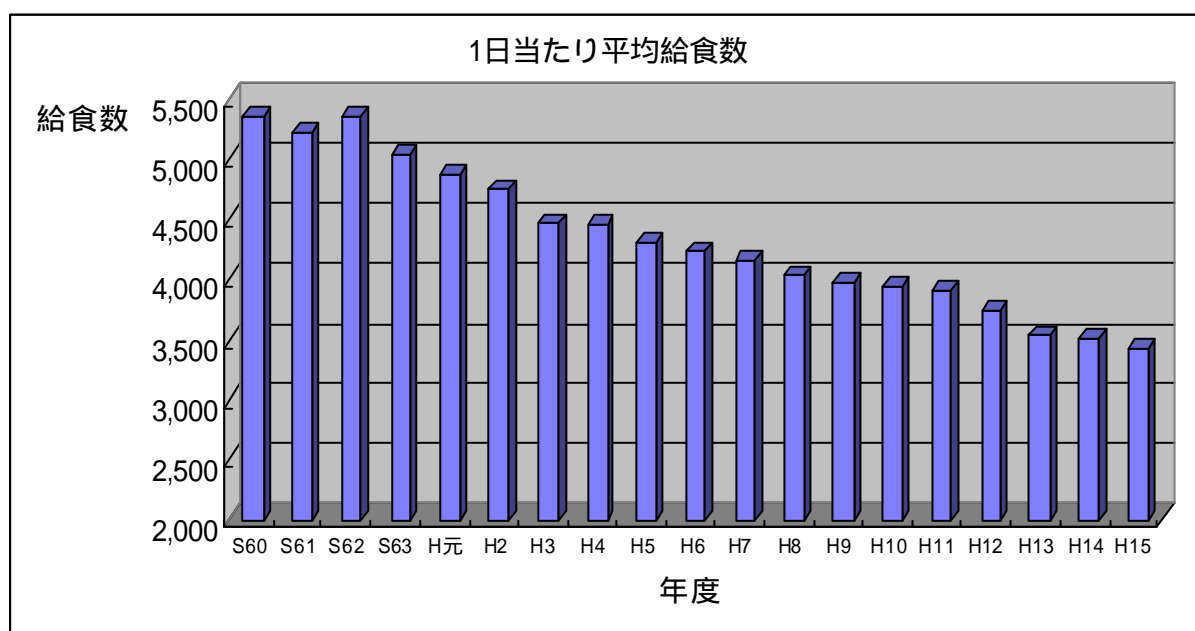
年間稼働日数（ - - ） 218 日

学校には夏休み等の長期休暇があるために、そこへ学校給食を供給する学校給食センターはその間、長期の休業状態となる。長期休暇によって稼働していない日数は、その

間の土・日・祝日（盆・暮含む）を除いても 39 日（=65 日 -（15 日 + 7 日 + 4 日））となり、約 40 日間稼働していないことが判明した。

学校給食センター所長によれば、この期間に、次学期に備えて普段はできない食器の手洗い洗浄による点検、厨房機器の点検・修繕・分解掃除作業、最近はドライ運用のための現場改善に充てているということであるが、それを勘案しても 40 日間の不稼働日数は多すぎる。

また、現在の学校給食センターが竣工した昭和 60 年 8 月に作成されたパンフレットに、同センターの給食供給能力は 1 日 6,000 食と記載されている。現在の給食供給実績が 1 日約 3,500 食であるから、ウェット調理場のドライ運用等、調理方法の変更はあるものの単純に稼働率を計算すれば 58.3%（=3,500 食 ÷ 6,000 食）となる。社会的に少子高齢化が進んでいるとともに、特に人口が減少している善通寺市では、児童数の減少による給食供給量の減少がすすんでいる。昭和 60 年度から平成 15 年度までの 1 日当たり平均給食数の推移をグラフ化すると下記のとおりであり、約 20 年間でその数が大幅に減少したことがわかる。



上記の分析結果を踏まえ、学校給食センターの稼働率を向上させる施策はないか、下記の点にポイントを置いて検討した。

約 40 日間稼働していない夏休み等の長期休暇期間中に稼働させる方法はないか。

現在約 3,500 食であり、今後も少子化の進展による減少が懸念される給食供給量を増やす施策はないか。

調理時間が午前中に集中しているため、現在、洗浄作業に充てている午後に調理できる施策はないか。

しかし、以下の理由からいずれについても有効な解決策が考案できなかった。

1 年間のうちの、当該 40 日間だけ給食を受け入れてくれる機関が見当たらない。

市役所（236 人<sup>(注)</sup>）、消防署（41 人）、未来クルパーク（リサイクル施設 30 人）等の公的機関、病院等への供給を検討したが、学校給食と同じでかつ単一のメニューが受け入れられるか不安があることと、配送にも問題がある。また、いずれの施設も稼働率を大幅に改善するほどの勤務人数ではない。

（注）（ ）内は平成 15 年度末現在の各部署の勤務人数を記載した。

平成 16 年 9 月 21 日（火曜日）の朝 8 時 15 分の野菜の検収作業から午後 4 時半の食器・食缶等の洗浄作業終了までの調理現場に立ち会ったところ、午前中の調理作業、午後からの洗浄作業、いずれにおいても余剰人員は特に認められなかった。また、午後に調理作業を実施するために新たに正規職員を雇用することは、固定費の増大につながることから、有効な解決策とは言えない。

上記のとおり、学校給食センターの稼働率を向上させる有効な施策は残念ながら提案できなかった。しかし、今後も引き続き庁内で協議すべきである。

なお、善通寺市では幼稚園児と小学校 3 年生までの児童を平日の午後 2 時 30 分から午後 6 時まで、土曜日及び学校休業日（夏休みなど）の午前 8 時 30 分から午後 6 時まで幼稚園又は小学校で預かる「スタディーアフタースクール」と呼ばれる制度（いわゆる「預り保育」）を実施している。例えば夏休みなどの長期休暇期間中には、このスタディーアフタースクールに参加している児童に対して給食を供給することも検討に値すると考える。参考までに記述すれば、平成 15 年 8 月に同制度へ参加した児童は 298 人であった。

(2) 学校給食センター運営審議会のあり方について（意見）

善通寺市学校給食センター運営審議会（以下、「運営審議会」という。）は、善通寺市学校給食センター条例（以下、「給食センター条例」という。）第 4 条に給食センターの適正な運営を図るため設置され、教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要な事項を調査及び審議すると規定されている。また、同条例に審議会は委員 6 人以内で組織され、小学校及び中学校の代表者、小学校、中学校及び幼稚園の PTA の代表者及び学識経験者のうちから教育委員会が委嘱すると規定されている。

平成 15 年度末現在の運営審議会の委員は、下記のメンバーで構成されている。

- ・小学校教頭 2 名
  - ・幼稚園、小学校及び中学校の PTA 会長 各 1 名、計 3 名
  - ・学識経験者 1 名
- 合計 6 名

また、平成 11 年度から平成 15 年度までの運営審議会の議事録を査閲した。

年度	平成 11 年度		平成 12 年度	
開催日	H11.10.27	H12.3.23	H12.11.6	H13.3.23
議題	1. 会長選出について 2. 事業実績報告 ・平成 10 年度決算状況 ・平成 11 年度運営状況 3. 先進地視察研修について H12.1.21（金） 視察先は会長・事務局で協議し、決定する。	1. 平成 11 年度運営状況 ・給食会の収支見込を報告 ・試食会の実施報告 2. 平成 12 年度予算 ・一般会計（学校給食費）及び学校給食の取り組みについて説明 3. その他 ・平成 11 年 9 月から実施している食器等の改善状況について報告	1. 会長、副会長選出について 2. 事業実施報告について ・平成 11 年度決算状況 ・平成 12 年度運営状況 3. その他 ・保冷食缶の改善について概要を報告	1. 平成 12 年度運営状況について ・給食費の徴収見込、試食等の実施について報告 2. 平成 13 年度予算について ・一般会計（学校給食費予算）について説明 3. 研修日程の決定 ・5/11（金）

年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
開催日	H14.3.23	H15.3.2	H16.3.24
議題	1. 平成 13 年度運営状況について ・学校給食会の給食実施状況、徴収（見込）の説明 2. 平成 14 年度予算について ・一般会計（学校給食費）の説明 3. その他 ・地産地消の取り組み状況の説明 ・調理員の雇用形態別人数について説明	1. 平成 14 年度運営状況について ・給食実施状況・徴収（見込）について説明 ・平成 9 年度～平成 13 年度の収入支出状況について説明 2. 平成 15 年度予算について ・平成 15 年度一般会計（学校給食費）の概要説明 3. その他 ・BSE の国内発生状況 ・小中学校のリクエスト献立についての内容	1. 会長選出について 2. 平成 15 年度運営状況について ・1 学期、2 学期及び 3 学期 1 月分の収支状況の説明 3. 平成 16 年度予算について ・平成 16 年度予算の説明 4. その他 ・他の地方自治体で問題が表面化している給食費の滞納について議論（注釈：善通寺市では給食費の滞納問題は発生していない。「8. 給食費の徴収管理について」参照） ・昨年からの給食センターをウェット方式からドライ（システム）方式へ転換していることを説明

運営審議会は平成 13 年度以降、年に 1 度しか開催されておらず、またその議題をみても決算報告、予算説明等、学校給食センターの現状説明がほとんどであり、給食センター条例第 4 条に規定されている「給食センターの適正な運営を図るため設置され、教育委員会の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要な事項を調査及び審議する。」という目的にはほど遠い内容のものになっていると考えられる。

また、PTA 会長 3 名には、委員報酬として善通寺市特別職の職員で非常勤の者の報酬等に関する条例に則って 23,700 円（＝7,900 円×3 人）が支給されている。

以上のとおり運営審議会は年に一度しか開催されてなく、昭和 48 年の学校給食センターの設置から 30 年以上が経過した今となつてはその議事録から判断しても形骸化している可能性が高い。

したがって、「給食センターの適正な運営を図る」という目的に照らして運営審議会

存続の要否そのものを再検討し、必要と判断されるのであれば、実効性の高い活動を行う必要がある。

(3) 学校給食センター運営審議会の視察研修について（指摘事項）

平成 15 年度に運営審議会視察研修として 106 千円、同研修の随行費用として 60 千円の計 166 千円が支給されている。

出張命令簿によれば、「調理業務の民間委託及び地産地消に取り組んでいる稲美町教育委員会（兵庫県加古郡稲美町）を訪問し、かつ学校給食で使用している六甲バター(株)の稲見工場を視察し、衛生管理の実施状況等を確認する。」を視察目的とし、平成 16 年 3 月 25 日午前 9 時に出発し、翌日の 3 月 26 日午前 10 時に帰着したと記載されていた。

参加した委員 4 名には研修旅費として各 3 万円が支給され、随行した教育長及び学校給食センター所長にも各 3 万円が支給された。この内訳は下記のとおりである。

鉄道運賃	普通運賃	6,220 円	(往復 340km)
	特急料金	6,640 円	
日当	2 日	6,600 円	(3,300 円×2 日)
宿泊費	1 泊	14,800 円	
計		34,260 円	
減額		4,260 円	1
差引		30,000 円	

1 減額理由は、特に記載されていない。

上記の旅費が善通寺市職員の旅費に関する条例（以下、「旅費条例」という。善通寺市特別職の職員で非常勤の者の報酬等に関する条例第 5 条で準用）に則って支給されているか否か検討した。

鉄道運賃の額は、旅費条例第 12 条第 1 項に出発地又は目的地が県外である場合の旅行にあっては、旅客運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金によると規定されている。兵庫県加古郡稲見町に最も近い JR 土山駅と JR 善通寺駅区間の鉄道運賃をインターネットの某乗換案内ホームページで検索（出発時刻を出張命令簿に記載されていた午前 9 時に指定）したところ、下記の結果が表示された。

経路 善通寺  
          (JR 土讃線・本四備讃線 南風 6 号)  
岡山  
          (JR 山陽新幹線 ひかり Rail Star352 号)  
姫路  
          (JR 山陽新幹線 ひかり 310 号)  
西明石  
          (JR 東海道・山陽本線快速 加古川行)  
土山

片道 乗車時間 1 時間 31 分 (所要時間 2 時間) 距離 169.9km 総額 7,050 円

したがって、往復料金は 7,050 円  $\times$  2 = 14,100 円となる。出張命令簿の鉄道運賃は 12,860 円 (= 普通運賃 6,220 円 + 特急料金 6,640 円) であったため、差額 1,240 円 (= 14,100 円 - 12,860 円) について担当者に質問したところ、善通寺市では予め定められた乗換案内ソフトにしたがって旅費請求していると回答があった。その探索結果において片道 6,430 円 (往復 12,860 円) であることを確認し、外部監査人側のインターネット調査結果よりも安価であったため特に問題ないと判断した。

しかし、旅費条例第 8 条には、「旅費計算上の旅行日数は、(中略) 旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては、400 キロメートル(中略) について 1 日の割合をもって通算した日数を超えることができない。」と規定されている。今回の研修は新幹線を利用し、インターネットの検索結果では所要時間往復 4 時間 (片道 2 時間) である。その見学に要した時間が約 3 時間 (工場: 13 時 10 分 ~ 14 時 45 分、稲美町役場教育委員会: 15 時 10 分 ~ 16 時 30 分) であることに鑑みれば、宿泊の必要性は薄いものと考えられる。

また、「やむを得ない事情」による宿泊であるというのであれば、その理由を出張命令簿に記載し、事前に承認を得る必要がある。さらに、「やむを得ない事情」の具体的な内容をルールとして明確化しておくことも必要である。

旅費条例第 17 条、第 18 条及び別表に、日当・宿泊料は下記のとおり規定されている。

区分	日当	宿泊料
部長の職務及びこれに相当する職務にある者	県内 1,100 円	13,100 円
	県外 2,600 円	
その他の者（学校給食センター所長が該当）	県内 1,100 円	11,800 円
	県外 2,200 円	

また、善通寺市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 3 条及び別表に教育長に対する日当・宿泊料が、善通寺市特別職の職員で非常勤の者の報酬等に関する条例第 5 条及び別表において非常勤の者に対する日当・宿泊料が下記のとおり規定されている。

区分	日当	宿泊料
教育長	県内 1,300 円	14,800 円
	県外 3,300 円	
学校給食センター運営審議会の会長	県内 1,300 円	14,800 円
	県外 3,300 円	
学校給食センター運営審議会の委員	県内 1,300 円	14,800 円
	県外 3,300 円	

研修に随行した学校給食センター所長の日当 3,300 円、宿泊費 14,800 円は、それぞれ 1,100 円（=3,300 円 - 2,200 円）、3,000 円（=14,800 円 - 11,800 円）超過支給になっているが、これについては旅費条例第 22 条第 2 項に規定されている「職員が特別職職員に随行して、行動をともにしなければならない旅行（目的地が県内である場合の旅行を除く。）については、当該特別職と同額の旅費を支給する。」を適用していると説明を受けた。

しかし、随行することによってなぜ特別職と同額の日当と宿泊費が必要なのか合理的な理由が見当たらず、また一般企業においてもこのような運用を行っているところは私が見る限りでは見当たらない。運賃については同乗して打ち合わせが必要とする考えもあろうが、日当及び宿泊費は同規定の適用除外とすることを検討されたい。

また、宿泊費 14,800 円はデフレが進んだ現代社会においては社会通念上、不相当に高額であると考えられる。実際に宿泊したホテル名を聴取し、インターネットで当該ホテルの宿泊料を調査したところ、シングルルームで 1 泊 6,000 円～7,000 円（消費税等・サービス料別）であった。その差は実に 7,000 円以上であり、実費の倍額以上の宿泊費が支給されていたことが判明した。多くの一般企業で見られるように、大都市圏、政令指定都市、それ以外に区分した上で、社会通念上相当と認められる宿泊料に改めることが望まれる。

なお、この差額が 4,260 円の減額（ 1 ）で調整されており、また実際には駅から目的の工場までタクシーを利用したことも考えられる。しかし、そもそも旅費が渡し切りになっており、タクシーについても領収書をもって実費精算されていない点が問題である。改められたい。

次に諸規則で要求されている書類について検討した。善通寺市職員服務規則第 10 条に、「出張した職員が帰庁したときは、速やかに復命書を提出しなければならない。ただし、軽易な事項は口頭で復命することができる。」と規定されている。

当運営審議会の視察研修については「復命書」が作成されていなかった。その理由について担当者に質問したところ、当該視察研修には教育長が随行しているため、復命書の提出先である教育長が参加している場合には、第 10 条ただし書きの規定により口頭で復命していると説明を受けた。

しかし、市の一般会計から支出された旅費を受けて視察研修を行っている以上、その効果を「復命書」に記載せず、保存していないのは市民に対する説明義務を怠っている。原則として「復命書」を作成する必要がある。

以上のことをまとめると、まず指摘事項として下記の事項を記載する。

運営審議会の視察研修について「復命書」が作成されていない。その視察研修の効

果を明らかにするため「復命書」は必ず作成し、その成果を書面で報告する必要がある。

また、意見として下記の事項を記載する。

今回の運営審議会視察研修の目的地（兵庫県加古郡稲美町）、旅行経路（新幹線利用：往復 4 時間）及び見学時間（3 時間）から判断して、宿泊の必要性が認められない。また、「公務上の必要によるやむを得ない事情」による宿泊であるというのであれば、その理由を出張命令簿に記載し、事前に承認を得る必要がある。さらに、「やむを得ない事情」の具体的な内容をルールとして明確化しておくことも必要である。

旅費条例第 22 条第 2 項に規定されている「職員が特別職職員に随行して、行動をともにしなければならない旅行（目的地が県内である場合の旅行を除く。）については、当該特別職と同額の旅費を支給する。」によって、特別職員に随行した一般職員に対して特別職員と同額の日当及び宿泊費が支給されているが、その合理的理由が見当たらない。同規定においては日当及び宿泊費をその適用除外とすることを検討されたい。

特別職員の宿泊費 14,800 円は社会通念上、不相当に高額であると考えられる。多くの一般企業で見られるように、大都市圏、政令指定都市、それ以外に区分した上で、社会通念上相当と認められる宿泊料に改めることが望まれる。

旅費が渡し切りになっており実費精算されていない。宿泊費等の規程を社会通念上妥当な金額に改めるとともに、タクシー代等の必要不可欠な費用については実費精算することにして、不透明な支給形態を改善する必要がある。

### 3. 原価計算と給食費徴収単価の妥当性について

#### 総コストの算出

市の一般会計から支出されている項目に、善通寺市学校給食会から支出されている食材費、監査人が別途計算した職員の退職給付費用及び設備の減価償却費を加算して給食事業の総コストを算出した。

(単位:千円)

支出項目	変/固	支出額	摘要
報酬	固定費	24	
給料	固定費	57,723	
職員手当等	固定費	25,715	
共済費	固定費	11,535	
賃金	固定費	15,171	
報償費	固定費	7	
旅費	変動費	177	
需用費	変動費	18,194	
役務費	変動費	540	
委託料	固定費	25,695	
使用料及び賃借料	固定費	27,110	
工事請負費	固定費	2,000	
原材料費	変動費	47	
備品購入費	変動費	1,609	
負担金、補助及び交付金	固定費	247	
補償、補填及び賠償金	固定費	124	
小計		185,918	
食材費	変動費	143,291	善通寺市学校給食会会計から支出
退職給付費用	固定費	8,313	2
減価償却費	固定費	13,526	3
合計		351,048	

- (注)
- 1 小計欄以上の各支出項目は、平成 15 年度歳出決算報告書より記載した。
  - 2 退職給付費用は、平成 15 年度末在籍職員の退職金要支給額の平成 14 年度末要支給額からの増加分である。
  - 3 減価償却費は、平成 15 年度末現在の公有財産台帳及び備品台帳から「11.貯蔵品及び有形固定資産管理について」において発見された現物のないもの及び遊休状態にあるものを除いて計算した。減価償却の計算方法は定額法(残存価額は取得原価の 10%)とし、耐用年数は法人税法上の耐用年数(例:給食用設備 9 年)を使用した。耐用年数を経過している設備についても、今回の原価計算の目的が給食コストの計算並びに保護者から徴収している給食費との比較検討を行うためのものであることに鑑み、正常原価を計算するために減価償却計算の対象とした。

## 年間生産量の算出

年間生産量は、食数を単純に合計するのではなく、栄養所要量（文部科学省）で定められている各施設別の重量換算指数により基準値である小学校（生徒）の食数に換算した積数として算出した。

施設	対象	食数	等価係数	積数（ × ）
幼稚園	児童	83,166 食	0.70	58,216 食
	職員	6,273 食	0.70	4,391 食
小学校	生徒	345,102 食	1.00	345,102 食
	職員	27,232 食	1.15	31,317 食
中学校	生徒	167,860 食	1.20	201,432 食
	職員	12,483 食	1.20	14,980 食
学校給食センター	職員	5,906 食	1.15	6,792 食
	検食分	197 食	1.15	227 食
合計		648,219 食	-	662,457 食

（注）1. 食数は、「平成 15 年度 善通寺市学校給食会収支決算書」より記載した。

2. 等価係数は、調理現場で定められている下記の重量換算指数を使用した。

小学校 1.00（基準値）

中学校 1.20

幼稚園 0.70

学校給食センター 1.15

小学校の重量換算指数は、小学 1 年生は 0.80、小学 2 年生は 0.90、小学 3 年・4 年生は 1.00（基準値）、小学 5 年生は 1.10、小学 6 年生は 1.15 と更に細かく決められているが、各学年別の年間給食数を集計したデータがないため、全体として 1.00 として上記の計算を行った。この簡便化による計算結果への大きな影響はない。

3. 学校給食センターの検食分とは、学校給食衛生管理の基準に基づき給食のできあがり後に学校給食センター所長が実施する検査のための食事である。

## 1 食当たり給食コストの計算

基準値とした小学校（生徒）1 食当たりの給食コストは、下記の算式により 529.92 円と計算される。

$$351,048 \text{ 千円（総コスト）} \div 662,457 \text{ 食（生産量）} = 529.92 \text{ 円}$$

また、善通寺市学校給食会から支出されている食材費のみの小学校（生徒）1 食当たりのコストは、下記の算式から 216.30 円と計算される。

$$143,291 \text{ 千円（食材費）} \div 662,457 \text{ 食（生産量）} = 216.30 \text{ 円}$$

(単位:円)

施設	対象	等価係数	給食コスト	材料コスト	徴収給食費	回収率 ( ÷ )
幼稚園	児童	0.70	370.94	151.41	194	128.1%
	職員	0.70	370.94	151.41	194	128.1%
小学校	生徒	1.00	529.92	216.30	215	99.4%
	職員	1.15	609.41	248.75	215	86.4%
中学校	生徒	1.20	635.90	259.56	245	94.4%
	職員	1.20	635.90	259.56	245	94.4%
学校給食センター	生徒	1.15	609.41	248.75	215	86.4%
	職員	1.15	609.41	248.75	215	86.4%

- (注) 1. 基準とした小学校(生徒)の給食コスト、材料コストに、年間生産量の算出で使用したそれぞれの施設(対象者別)の等価係数を乗じて各コストを算出した。  
2. 徴収給食費は、各生徒、職員から徴収しているものである。

上記の原価計算の結果、善通寺市学校給食事業における給食コストは基準とした小学校(生徒)1食当たり529.92円と計算された。

武藤博己氏の著書<sup>(注)</sup>によれば「(学校)給食の1食当たりのコストを計算すると、自治体によっても異なるとはいえ、おおよそ1,200円~1,300円という結果になる。」と非常に高額な原価が記述されているが、善通寺市のコストは約530円とその金額をはるかに下回るものである。これは、行政改革が進む善通寺市において、学校給食センターが退職者不補充により、調理員の市職員からパートへの移行を順次すすめており、平成15年度末現在で調理員19人中、市職員8人に対し嘱託4人、パート7人で構成され、市職員の構成比率が50%以下に抑えられていることが大きく影響していると考えられる。

(注) 出典:「入札改革 談合社会を考える」武藤博己著(平成15年)

(1) 給食費徴収単価の妥当性について（意見）

学校給食の実施に係る経費の負担については、学校給食法第 6 条及び学校給食法施行令第 2 条に下記のとおり規定されている。

義務教育諸学校の設置者（地方自治体）の負担

- ・ 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費
- ・ 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費
- ・ 学校給食に従事する職員に要する給与、その他の人件費

保護者の負担

- ・ の経費以外の学校給食に要する経費

すなわち、学校給食法及び学校給食法施行令を文言どおりに解釈すれば、人件費、設備投資額及び修繕費は義務教育諸学校の設置者である善通寺市の負担であるが、それ以外の経費は保護者が負担するものである。

しかし、善通寺市を含めた多くの地方自治体では、保護者から徴収する給食費を食材費の負担に留めており、光熱水費（電気代、ガス代、水道代等）まで負担させているのはわずかなケースである。

そこで受益者負担の原則から、食材費に加え光熱水費まで保護者負担とすることを検討した。

仮に平成 15 年度の光熱水費 6,473 千円を保護者負担とした場合、保護者から徴収している給食費は、下記の計算により月額約 200 円のアップとなる。基準値とした小学校（生徒）で、1 ヶ月の給食費が 4,300 円（= 215 円×20 日）から 4,500 円にアップする。

小学校（生徒）1 食当たり光熱水費 6,473 千円 ÷ 662,457 食 = 9.8 円

月額 9.8 円/食 × 20 日 = 196 円

（注）1 ヶ月の給食実施日数を 20 日とした。

善通寺市の学校給食に関する施策の問題であり、保護者（市民）に上記の法令、試算結果等を説明した上で、従来どおり市の負担とするのか、保護者の負担とするのか市の方針を整理しておくことが望ましい。

なお、「1食当たり給食コストの計算」の表から、基準とした小学校（生徒）の回収率は99.4%とほぼ100%に近かったのに対し、幼稚園の回収率は128.1%、中学校のそれは94.4%と格差が生じていることが判明した。受益者負担の原則を厳密に追求すれば、提供している給食（材料）コストに応じた給食費を、それぞれの世代から徴収すべきと言えるが、子どもの成長にしたがって公平化されるものであり、徴収している給食費に極端な格差を設けるよりも、なだらかな単価設定の方が保護者に負担感がなく受け入れやすいと思われることから、特に問題としなかった。

## (2) 民間委託の検討について（意見）

昭和60年1月に文部省（現 文部科学省）体育局長から各都道府県教育委員長宛てに「学校給食業務の運営の合理化について」が通達され、その中で「地域の実情等に応じ、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法により、人件費等の経営経費の適正化を図る必要がある。」と記述されている。

平成16年度版「善通寺市行政改革実施計画」において、「民間委託及び民営化の推進」に「学校給食センターのあり方の検討」がとりあげられ、平成19年度までが検討・準備年度とされている。

善通寺市では昭和48年度から共同調理場方式を採用しており、その後も退職者不補充によるパート化をすすめている。そこで調理員をパート化した場合、調理業務を民間委託した場合並びに現行のコストを比較検討した。

再掲するが、平成 15 年度末現在の人員構成は下記のとおりである。

(単位:人)

職種	人数	摘要
所長	1	
次長	1	
管理	3	設備担当(調理兼務)、庶務担当、学校給食会 担当各 1 人
調理員	8	
嘱託	4	
パート	7	
合計	24	

#### 調理員等をパート化した場合

このうち、パート化が可能と思われる調理員 8 人、病気を理由に長期休暇を取得している次長の復帰を前提にパート化が可能と思われる庶務担当 1 人の計 9 人をパート化した場合を試算したところ、下記の算式から 47,020 千円の人件費が削減されることが判明した。

なお、嘱託の 4 人については、その月額賃金は 13 万円前後でパートの平均賃金とほとんど差がないため、パート化の試算対象から外した。

#### ) 減額

正規職員 9 人(庶務担当 1 人、調理員 8 人)の人件費合計

給料	37,108千円
職員手当等	15,495
共済費	<u>6,855</u>
計	59,458千円

) 増額

パートを 9 人雇用した場合の人件費増加額

$$6,170 \text{ 円/日} \times 224 \text{ 日} \times 9 \text{ 人} = 12,438 \text{ 千円}$$

- (注) 1. 単価 6,170 円は、平成 15 年度末に雇用されているパートの平均単価である。  
2. 年間稼働日数は、「2. (1) 稼働率について」で計算した年間給食実施日数の 218 日に夏休み、冬休み及び春休みの長期休暇明け前の準備日数 6 日 (= 2 日 × 3) を加算した 224 日とした。

) 影響額 ( - )

$$59,458 \text{ 千円} - 12,438 \text{ 千円} = 47,020 \text{ 千円}$$

調理業務を民間委託した場合

調理業務を民間委託した場合には、現在の調理スタッフ総勢 19 人 (調理員 8 人、嘱託 4 人及びパート 7 人) に庶務担当 1 人を加えた計 20 人の人件費 74,628 千円が減額になり、代わりに民間委託業者への委託費 61,803 千円が増額する結果、差額 12,825 千円が削減されると試算した。

) 減額

調理員 (正規職員) 8 人、嘱託 4 人及びパート 7 人の人件費合計

給料	37,108千円
職員手当等	15,495
共済費	6,855
賃金	<u>15,170</u>
計	74,628千円

) 増額

民間委託業者への委託費を試算するため、学校給食センターへ依頼して、全国の調理業務を民間委託している地方自治体の中から、1日当たりの給食数が善通寺市(約3,500食)に近いところを抽出してもらい、電話調査で委託データを収集してもらったところ下記の調査結果となった。

調査項目	善通寺市	香川県A町	愛媛県B市	山口県C市	山口県D市
委託業務内容	-	調理業務	調理・配送	調理業務	調理・配送
委託業務人数	(19人)	17人	27人	21人	24人
1日当たり給食数	3,500食	2,047食	3,940食	3,200食	1,550食
年間委託金額	-	35,700千円	68,565千円	32,319千円	28,000千円
1日1食当たり委託費用	-	80円	80円	46円	83円

(注)1. 1日1食当たり委託費用は、次の算式により計算した。なお、年間給食実施日数は「2.(1)稼働率について」において計算した善通寺市の218日で計算した。

各地方自治体の年間委託金額 ÷ 年間給食実施日数 ÷ 1日当たり給食数

この調査結果のうち、1日1食当たり委託費用が極端に低い山口県C市の46円は考慮対象外とし、他の3市町村の平均である81円を採用する。

$$81 \text{ 円/食} \times 3,500 \text{ 食} \times 218 \text{ 日} = 61,803 \text{ 千円}$$

) 影響額 ( - )

$$74,628 \text{ 千円} - 61,803 \text{ 千円} = 12,825 \text{ 千円}$$

上記検討の結果、調理員等のパート化により削減されるコストは47,020千円、調理業務を民間委託した場合に削減されるコストは12,825千円であり、調理業務を民間委託することよりも、現行の正規職員のパート化をすすめることによる方がコストダウン効果の高いことがわかる。

ただし、上記の分析においては、従来の退職者不補充によるパート化の進行には10年以上の長期間を要すること、民間委託の場合にも現在雇用している調理員の再雇用先の問題があることに留意する必要がある。

善通寺市においては、退職者不補充の方法による市職員のパートへの転換が既にすすんでおり、調理員総勢 19 人のうち、嘱託・パートが 11 人とその約 60%を占めている。このことが民間委託により抜本的なコストダウンにつながらない結果に反映している。

先にも述べたように平成 16 年度版「善通寺市行政改革実施計画」においても、「民間委託及び民営化の推進」に「学校給食センターのあり方の検討」がとりあげられ、平成 19 年度までが検討・準備年度とされているが、そこでは「民営化の推進」の欄に記載されている。同実施計画によれば、民営化とは業務や公共施設の存在自体を民間事業者等に移管することであり、肥大化した行政を是正するために「あれもこれも」の行政運営から「あれかこれか」の考え方に転換し、行政の手で行うべきものと、民間事業者によるサービスの提供によらしめるものを見極めていく必要があると記載されている。

善通寺市においては学校給食センターの建設から約 20 年が経過し、当時購入した厨房機器の老朽化が進む等、その更新投資に要する資金は深刻な課題である。既に調理能力を有する民間事業者に給食事業そのものを移管する民営化は、それらの問題を一気に解決する可能性を含んでいるが、現行の学校給食法及び学校給食法施行令において義務教育諸学校の設置者が設備投資及び修繕費を負担するよう規定されている以上、それが障害になると考えられる。実際、平成 15 年度末現在、学校給食事業を民営化（事業移管）している地方自治体はゼロ<sup>（注）</sup>である。

（注） 日経グローバル No.2 2004.4.19 P.6

#### 4. 契約管理について

平成 15 年度の学校給食センターの契約額 1,000 千円以上の委託並びに賃借契約は下表のとおりである。

(単位:千円)

契約内容	契約先	契約額	契約方式
(業務委託料)			
給食配送業務委託契約	運送業者 A	21,829	随意契約
排水処理施設汚泥処理業務委託契約	排水処理業者 B	2,881	随意契約(見積合せ)
(使用料及び賃借料)			
学校給食用食器及び食缶洗浄機借上契約	厨房機器業者 D	26,108	プロポーザル方式による随意契約
学校給食管理システム使用契約	情報系リース会社 E	1,320	随意契約(見積合せ)

(注) 随意契約(見積合せ)とは、業者からそれぞれ見積書を聴取し、その中から一番低いところと契約する方法である。

これらの契約について「伺書」、「見積書」、プロポーザルに関する資料等を査閲し、さらに担当者へ質問することにより、関係法令及び諸規程に対する準拠性を検討した結果、給食配送業務委託契約及び排水処理施設汚泥処理業務委託契約について指摘事項を発見した。

また、平成 16 年 3 月 31 日現在の「備品台帳・備品現在高調書」を査閲し、平成 15 年度の備品購入契約でその購入金額が上位 5 件のものを抽出した。

登録番号	分類コード	品名	購入日	納入業者	購入金額
43185	011-036	フードスライサー	H15/6/24	厨房機器業者 C	892,500 円
43684	011-005	缶切機	H15/12/8	厨房機器業者 G	199,500 円
44017	019-068	台はかり	H16/3/26	厨房機器業者 H	101,850 円
43311 ~ 43314	002 - 016	座机 × 4	H15/10/6	事務機器卸会社 I	46,200 円
44010 ~ 44012	011-055	調理器 × 3	H16/3/19	厨房機器業者 F	37,800 円

また、同台帳から過去 5 年間の金額 1,000 千円以上の備品購入契約を抽出した。

(単位:千円)

契約名	購入先	契約額	摘要
食缶冷却装置等購入	厨房機器業者 D	6,825	平成 12 年度購入
食器消毒保管機購入	厨房機器業者 F	2,362	平成 10 年度購入
真空冷却機購入	厨房機器業者 F	2,730	平成 9 年度購入

上記 2 表の購入契約に対し、「伺書」、「見積書」等を査閲し、さらに担当者へ質問することにより、関係法令及び諸規程に対する準拠性を検討した結果、フードスライサー購入契約及び食缶冷却装置等購入契約について指摘事項を発見した。

(1) 給食配送業務委託契約の随意契約の妥当性について (指摘事項)

善通寺市学校給食センターの給食配送業務は、平成 8 年 4 月に運送会社 3 社から見積書を徴収し、その中で見積金額が最も低かった運送会社 A に決定、その後 7 年間、同会社と委託契約を継続して締結している。

平成 15 年度の同運送会社との委託契約の主な内容は、下記のとおりである。

- ・ 配送車両 3 台 (2t 車 2 台、3t 車 1 台)
- ・ 運転手 3 人
- ・ 作業時間 8:30 ~ 17:15
- ・ 配送先 市立幼稚園 8 園、市立小学校 8 校、市立中学校 2 校

また、過去 5 年間の同運送会社との委託契約額の推移は下記のとおりである。

(単位:千円)

平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
21,829	21,829	21,829	21,829	21,829

各年度の契約はいずれも随意契約であり、委託契約締結に関する「伺書」を査閲した

ところ、その理由として「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び善通寺市契約規則第 18 条の規定による。」と説明されていた。

地方自治法施行令（以下、「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合として、下記の例示を行っている。

- ・不動産の買入れ又は借入れ
- ・普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い
- ・その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

しかし、善通寺市契約規則第 18 条は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する額を別表で規定するものであり、売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価格が各契約別に下記の金額以内の場合に随意契約によることを認めるものである。

・工事又は製造の請負	130 万円
・財産の買入れ	80 万円
・物件の借入れ	40 万円
・財産の売払い	30 万円
・物件の貸付け	30 万円
・前各号に掲げる以外のもの	50 万円

第一に善通寺市契約規則第 18 条は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を受けた規定であるため、これと施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号をもって随意契約とする理由は法令解釈を誤っている。第二に善通寺市契約規則 18 条の規定によれば、委託契約は「前各号に掲げる以外のもの」に該当し、50 万円以内の場合に随意契約によることが認められるが、本契約は 21,829 千円とその範囲を大幅に超過するものであるから、随意契約は認められない。

結果として、随意契約によることが認められるケースとしては、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当していることが考えられるが、包括的な規定であるため、当該配送委託契約の性質及び目的が競争入札に適しないとする積極的な理由を明示する必要がある。

(2) 給食配送業務委託契約の見積りの妥当性について（指摘事項）

平成 15 年 3 月 20 日に運送業者 A から入手した「見積書」を査閲した。見積金額は 21,829 千円（消費税込み）であり、運送業者 A が添付した「学校給食配送業務委託料計算資料」によると内訳は下表のとおりである。

・車輦 1 台、ドライバー 1 人当たり費用（月額）

（単位：千円）

項目	金額	摘要
人件費	483	ドライバーの賃金、賞与、法定福利費、退職給付費用
車輦固定費	79	減価償却費（耐用年数 7 年で計算）
車輦変動費	29	燃料費、修繕費（平成 13 年度実績より）
小計	591	
営業費	59	小計 × 10%
合計	650	

1 ヶ月当たり委託料 650 千円 640 千円

年間総費用 640 千円 × 11 ヶ月 × 3 台 = 21,120 千円（消費税抜き）

21,120 千円 × 1.05 = 22,176 千円（消費税込み）

22,176 千円 21,829 千円（見積額）

（注）夏休み、冬休み等の長期休暇を考慮して 11 ヶ月で計算していると考えられる。

見積金額の大半を占める人件費の内訳は下表のとおりである。

（単位：千円）

項目	金額	摘要
基準内賃金	278	
法定福利費		
健康保険料	26	69.5 / 1000
厚生年金保険料	33	86.75 / 1000
雇用保険料	4	9.5 / 1000
労災保険料	4	9.4 / 1000
児童手当	0	1.1 / 1000
賞与	88	278 千 × 3.8 ヶ月 ÷ 12 ヶ月
退職給与引当金	50	
人件費合計	483	

運送会社 A が適用している社会保険料率について標準料率と比較したところ、下記の差異があることが判明した。

項目	運送会社 A	標準料率	差異 ( - )
健康保険料	69.5 /1000	46.55/1000	22.95/1000
厚生年金保険料	86.75/1000	67.9 /1000	18.85/1000
雇用保険料	9.5 /1000	10.5 /1000	1.0 /1000
労災保険料	9.4 /1000	13.0 /1000	3.6 /1000
児童手当	1.1 /1000	0.9 /1000	0.2 /1000
計	176.25/1000	138.85/1000	37.4 /1000

(注) 1. 標準料率の健康保険料率は介護保険該当者のものを適用した。  
2. 標準料率の労災保険料率は貨物取扱い事業のものを適用した。

上記の料率差異について契約事務にあたった学校給食センターでは把握していなかったため、運送会社 A に質問したところ、「当社で適用されている社会保険料率で人件費の見積額を算出しているが、当社の社員は給料形態が幾つかに分かれているため平均的に算出している料率が標準料率とは少し違っている。」との説明を受けた。

確かに、個々の企業の健康保険組合や厚生年金基金の財政状態によって健康保険料や厚生年金保険料の料率が異なることはあるものの、法定福利費合計の料率 17.6% ( = 176.25/1000 ) はあまりにも高い。また、健康保険組合や厚生年金基金の財政悪化は個々の企業の問題であり、地方公共団体がそれを負担する積極的な理由は見当たらない。

随意契約の見積段階においては、その見積書の内容を吟味し、不明な点については業者に問い合わせ、その根拠資料を提示させる必要がある。

下記の算式により、運送会社 A が適用した社会保険料率を標準的な料率まで引き下げることができれば、年間 396 千円のコストダウンが図られることが判明した。

$$278 \text{ 千円 (基準内賃金)} \times 37.4/1000 \text{ (差異)} \times 1.1 \text{ (営業費)} = 12 \text{ 千円}$$

$$12 \text{ 千円} \times 11 \text{ ヶ月} \times 3 \text{ 名} \times 1.05 \text{ (消費税)} = 415 \text{ 千円}$$

(3) 給食配送業務委託契約の経済性について（意見）

運送業者 A との間で毎年、随意契約している給食配送業務委託契約について、その契約額が 21,829 千円と高額であることから、学校給食センターが直接トラックをリースし、かつドライバーを雇用した場合のコストと比較検討した。

）トラックのリース料

学校給食センターに依頼し、銀行系リース会社から現在使用しているトラックと同じ仕様のトラックについて「見積書」を入手してもらった。

（単位：千円）

	2t 車	3t 車	摘要
車輛本体	1,034	1,062	5 年リース
燃料代	216	216	年間 9,600km ( 月間 800km )
任意保険	300	300	対人：無制限、対物：1,000 万円
車検時自賠責	44	44	
車検時重量税	44	44	
法定点検費用	16	16	
車検代	45	45	
一般修理			
エンジンオイル	7	7	
オイルエレメント	2	2	
タイヤ	20	20	
バッテリー	7	7	
ブレーキ調整	15	15	
その他	24	24	
合計	1,774	1,802	

善通寺市は現在、2t 車を 2 台、3t 車を 1 台使用している。

したがって、トラック 3 台の年間リース料は 5,350 千円 ( =1,774 千円 ×2 台 + 1,802 千円 ×1 台 ) と見積もることができる。

) ドライバーの人件費

善通寺市が直接ドライバーを雇用した場合の人件費を試算するため、香川県内で配布されている民間の就職情報誌 2 誌から、ドライバーの募集広告を調査した。その結果、両誌に 1 件ずつドライバーの募集記事が掲載されており、その月給は正社員待遇で 23 万円から 28 万円であった。仮に最も高いところで 28 万円とし、法定福利費は「(2) 給食配送業務委託契約について」で計算した標準料率 138.85/1000 をそれに乘じて 39 千円と試算する。その結果、月額の人件費は 32 万円と見積もることができる。

また、善通寺市は現在、3 人のドライバーを運送業者 A から派遣してもらっていることから、年間必要人件費は 11,520 千円 (= 32 万円 × 3 人 × 12 ヶ月) と見積もることができる。

) 合計コスト ( + )

以上の結果、リース料と人件費を合わせた年間コストの見積額は 16,870 千円 (= 5,350 千円 + 11,520 千円) という結果になった。

したがって、学校給食センターが直接トラックをリースし、かつドライバーを雇用すれば、ドライバーが休暇を取得したときの代替ドライバーの確保や事故に遭遇した場合の事故処理の課題があるものの現在の運送業者 A との配送委託契約よりも年間 4,959 千円 (= 21,829 千円 - 16,870 千円) のコストダウンが図られる。

なお、上記のドライバーを直接雇用した場合の人件費は、12 ヶ月間の給料を支給した場合の試算結果であり、学校給食センターの場合は夏休み等の長期休暇があるために実質的には 11 ヶ月間の労働日数しかなく、更に低い人件費で雇用できる可能性が高い。また、現在派遣されているドライバー 3 人はいずれも 55 歳以上の高齢者であるため、同条件の 50 歳以上の中途退職者の再雇用ということであれば、賃金的にも低くなるうし、正規職員ではなく契約社員としての雇用形態も可能と考えられる。また、この試算結果を利用して、複数の運送業者から相見積りをとることによって、委託契約額を引き下げることも可能と考える。

(4) 排水処理施設汚泥処理業務委託契約の随意契約の妥当性について（指摘事項）

平成 15 年 3 月 26 日に決裁されている排水処理施設汚泥処理業務委託契約の「伺書」を査閲したところ、随意契約とした理由として「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び善通寺市契約規則第 18 条の規定による。」と記載されていた。

これは、「(1) 給食配送業務委託契約の随意契約の妥当性について（指摘事項）」に記述した問題点と同様に下記の問題点を指摘する。

第一に善通寺市契約規則第 18 条は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を受けた規定であるため、これと施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号をもって随意契約とする理由は法令解釈を誤っている。第二に善通寺市契約規則第 18 条の規定によれば、委託契約は「前各号に掲げる以外のもの」に該当し、50 万円以内の場合に随意契約によることが認められるが、本契約は 2,881 千円とその範囲を大幅に超過するものであるから、随意契約は認められない。

施行令第 187 条の 2 第 1 項各号に掲げる理由がないのであれば、競争入札により委託業者を選定する必要がある。

(5) 食缶冷却装置等購入契約の随意契約の妥当性について（指摘事項）

平成 12 年 7 月 10 日に起案されている「伺書」を査閲したところ、購入目的として「和え物やサラダを児童生徒へ喫食温度 10 で提供できるよう厚生省の指導に基づき食缶冷却装置等の改善を行うため。」と記載し、随意契約した理由として「食缶洗浄機をタニコー(株)から賃借契約しているため、機械器具の特性から食缶冷却装置等は他のメーカーでは不適合のため」と記載されていた。

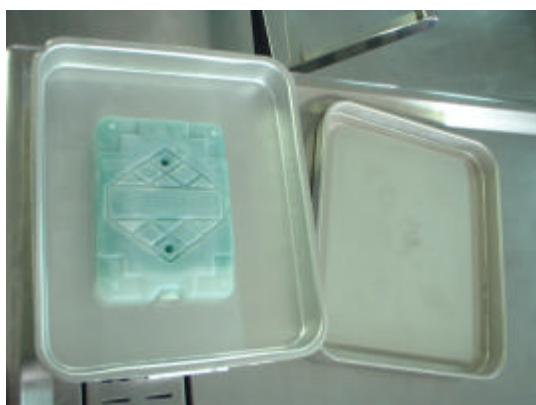
また、「伺書」に添付されていた「見積書」の内容は、下記のとおりであった。

品名	単価	数量	金額
二重保温パッド（保冷用食缶）	9,600 円	130 個	1,248,000 円
和物機	711,000 円	一台	711,000 円
急速凍結庫	614,000 円	一台	614,000 円
真空冷却機改良	3,754,000 円	一式	3,754,000 円
冷水循環式作業台	263,400 円	1 台	263,400 円
合計			6,590,400 円

上記の物品を「食缶冷却装置等」とひとくくりにして「伺書」に随意契約した理由を食缶洗浄機との関連で記載しているが、「二重保温パッド（保冷用食缶）」を除いて、いずれの物品も食缶洗浄機との関連性は低いと考えられる。

また唯一、食缶洗浄機で洗浄される「二重保温パッド（保冷用食缶）」についても、食缶洗浄機は食缶の形状・性質に関係なく洗浄することが可能であり、機械器具の特性から二重保温パッド（保冷用食缶）を食缶洗浄機と同一メーカーにする積極的な理由は見当たらない。購入当時の担当者にも質問したが、納得のいく回答はなかった。

上記の食缶冷却装置等の購入を随意契約とする理由は不適切であるため、当該契約は競争入札により行う必要があったと判断する。



**二重保温パッド（保冷用食缶）**



**食缶洗浄機**



**真空冷却機**

(6) フードスライサー購入契約の随意契約の妥当性について（指摘事項）

平成 15 年 6 月 24 日に購入したフードスライサーについて、給食センターの担当者から施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号及び善通寺市契約規則第 18 条により随意契約を行った旨の説明を受けた。

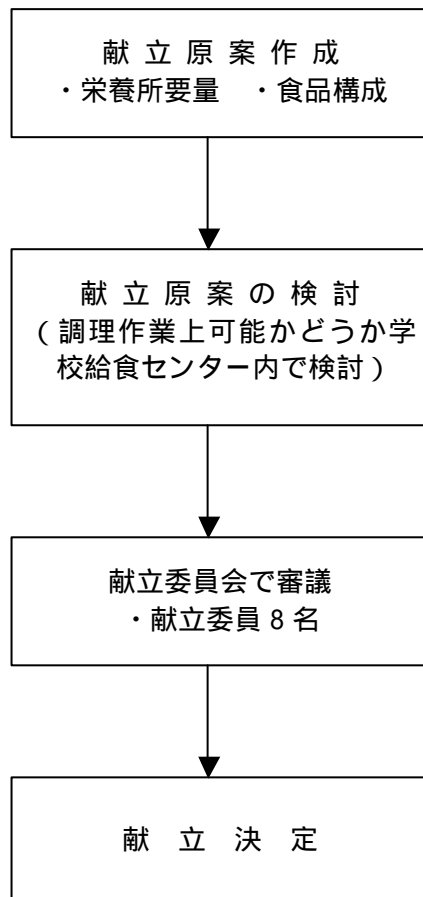
これも、「(1) 給食配送業務委託契約の随意契約の妥当性について（指摘事項）」に記述した問題点と同様に下記の問題点を指摘する。

第一に善通寺市契約規則第 18 条は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を受けた規定であるため、これと施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号をもって随意契約とする理由は法令解釈を誤っている。第二に善通寺市契約規則 18 条の規定によれば、備品購入契約は「財産の買入れ」に該当し、80 万円以内の場合に随意契約によることが認められるが、本契約は 892 千円とその範囲を超過するものであるから、随意契約は認められない。

施行令第 187 条の 2 第 1 項各号に掲げる理由がないのであれば、競争入札により購入業者を選定する必要がある。

## 5. 献立管理について

学校給食の献立は、下記のフローにより決定される。



献立は、上記のフローにより一度に 2 か月分の献立を決定してる。

善通寺市学校給食センター献立委員会規程第 2 条によれば、献立委員会の任務として下記の 4 つを列挙している。

献立の作成に関すること

栄養及び嗜好の調査、研究に関すること

給食効果の調査に関すること

その他委員会の運営上必要な事項に関すること

その委員 8 名の構成は下記のとおりである。

- ・幼稚園園長 1 名
- ・小学校教頭 1 名（運営審議会委員兼務）
- ・中学校教頭 1 名
- ・PTA 代表 1 名
- ・学識経験者 1 名
- ・学校給食センター所長 1 名
- ・学校栄養職員 1 名
- ・学校給食センター調理員 1 名

平成 15 年度の献立委員会の議事録を査閲したが、毎回、献立内容について十分な検討を実施した過程が記されており、特に問題は発見されなかった。

また、献立委員会において、残食率について調査した一覧表が作成されていた。

残食率とは、「給食できあがり量」に対する「残食量」の比率であり、以下のとおりである。

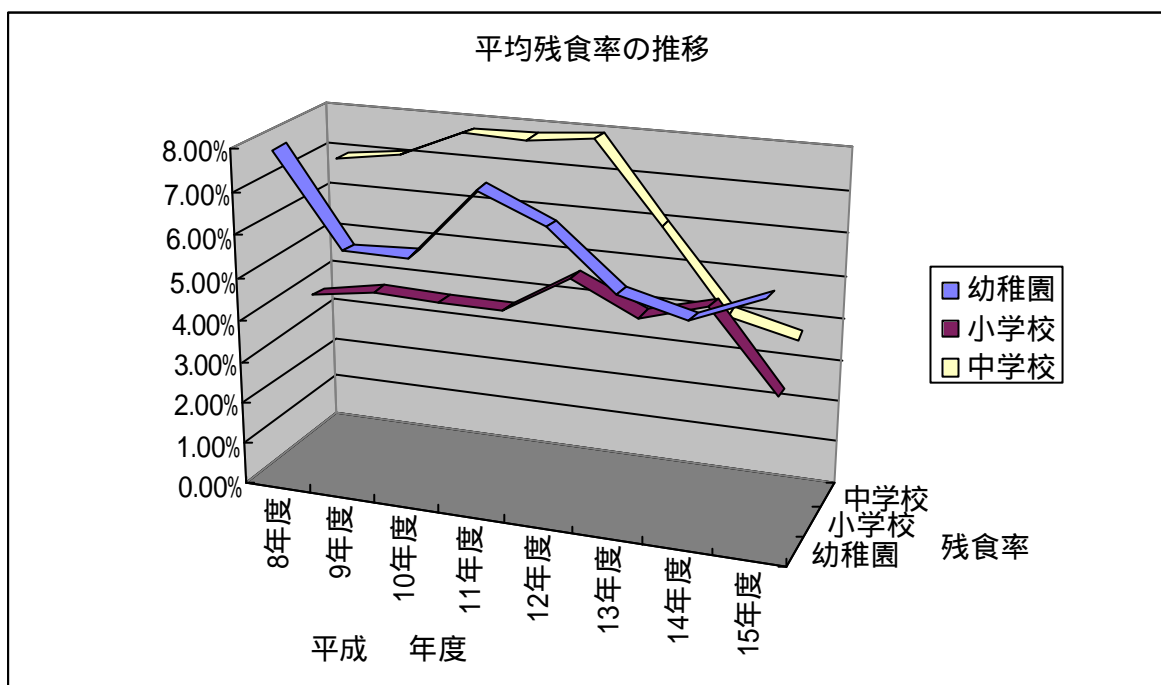
（単位：％）

区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
幼稚園	12.41	10.87	7.03	9.13	4.43	3.81	3.63	3.58	2.28	3.04	2.62	5.71
小学校	3.97	4.92	4.33	5.22	3.46	2.36	1.82	1.83	1.64	2.16	1.20	2.99
中学校	2.12	3.71	3.25	4.14	5.64	4.38	3.47	3.84	3.95	3.41	3.53	3.76

幼稚園は、新入園児が給食に慣れない 4 月、5 月の残食率が高いが、慣れるにしたがって低下している。7 月、9 月は気温が高く、児童、生徒の食欲がなくなるため残食率が高くなる傾向にある。

さらに、データが保存されていた平成 8 年度から平成 15 年度までの各施設別の年間平均残食率の推移を下表にまとめ、グラフ化した。

平成	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
幼稚園	7.92%	5.74%	5.76%	7.44%	6.77%	5.44%	5.07%	5.71%
小学校	4.04%	4.31%	4.21%	4.21%	5.15%	4.45%	4.85%	2.99%
中学校	6.94%	7.15%	7.80%	7.80%	7.98%	6.07%	4.16%	3.76%



残食率は総じて下落傾向にある。特にダイエット指向の低年齢化を受けて近年残食率が高かった中学校が大きく低下している。この理由を学校栄養職員に尋ねたところ、「平成 13 年度以降、中学校の残食率が低下傾向にあるのは、残食率ゼロを目指そうということで学校単位で取り組んだことが大きい。」との回答を受けた。学校単位での取り組みに発展させるまでの働きかけが、学校関係者が委員を構成する献立委員会からもあったことが推察され、その活動は有効に機能していると判断した。

以上の検討の結果、献立編成は所定の手続にしたがって実施されており、かつ残食率も低下傾向にあることから特に問題は発見されなかった。

## 6. 補助金の支出の合理性について

平成 15 年度の学校給食事業には、善通寺市から補助金として「学校給食会運営補助金」の名目で 200 千円が一般会計から善通寺市学校給食会へ支出され、学校給食会で購入する給食材料費を補填している。

当補助金の支出の合理性、補助金の申請、決定、交付等の手続の妥当性について、関係資料の査閲、担当者への質問により、地方自治法及び善通寺市補助金等交付規則（以下、交付規則）等の関係法令及び諸規程に対する準拠性を検討した。

補助金の手続の妥当性については、「補助金等交付申請書」（交付規則第 3 条）、「補助金等交付決定通知書」（交付規則第 4 条）、「補助金等実績報告書」（交付規則第 7 条）及び「補助金等確定通知書」（交付規則第 8 条）を査閲し、その申請、決定及び交付手続が交付規則に則っていることを確認した。

補助金の支出の合理性については、下記の指摘事項を発見した。

### (1) 学校給食会に対する補助金の支出の合理性について（指摘事項）

「補助金等交付申請書」によれば、学校給食会運営補助金の支給目的は「学校給食は、学校教育法に定められている教育目的並びに目標を達成するために実施するものであり、心身ともに成長発達の段階にある児童生徒に栄養的バランスの取れた食事を提供することにより、学校給食センターと学校及び家庭地域が連携して、より正しい食生活を目指した学校給食の運営を図る」ことであり、その内容として下記の 4 つを列挙している。

学校給食費の徴収及び管理に関すること

学校給食用物資の調達に関すること

学校給食会の運営に関すること

学校給食の趣旨の普及及び調査研究に関すること

地方自治法第 232 条の 2 は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合におい

ては、寄附又は補助をすることができる。」と規定している。

しかしながら善通寺市学校給食会の収支は均衡しており、平成 15 年度末で価格調整金 9,653 千円の積立金を有している現状から考えれば、当該補助金を支出する必要性はないと判断できる。

したがって、当補助金 200 千円に支出の合理性はなく、廃止する必要がある。

## 7. 人件費の妥当性について

人件費の妥当性を検討するため、以下の手続を実施した。

学校給食センター所長及び善通寺市役所人事課担当者に対して、人件費の事務手続並びに処理の概要を聴取した。

平成 16 年 3 月 20 日支給の給料及び職員手当等について、学校給食センターの全職員（嘱託、パートを含む）を対象に支給額の妥当性を検討した。

平成 15 年度（平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日）に退職した職員に対する退職金支給額の妥当性を検討した。

平成 16 年 9 月 21 日の朝 8 時 15 分の野菜の検収作業から午後 4 時半の食器・食缶等の洗浄作業終了までの調理現場に立ち会い、調理業務の実施状況を観察することで余剰人員の有無を確認した。

学校給食センターの所長への質問により、嘱託職員及びパート職員に対する人事評価の妥当性を検討した。

### (1) 嘱託職員及びパート職員に対する人事評価制度の確立について（意見）

平成 16 年 4 月 1 日現在の嘱託職員及びパート職員は合わせて 11 名、学校給食センター全体の 46%を占める存在となっており、その比率も増加傾向にある。今後も人件費を抑える観点からさらなる嘱託職員及びパート職員の活用が進んでいくと思われる。

嘱託職員は「善通寺市嘱託職員の報酬及び身分の取扱い等に関する内規」により、パート職員は「善通寺市臨時職員並びにパート職員の賃金及び身分の取扱い等に関する内規」により共に任用期間は 1 年以内とされており、嘱託職員は 1 年経過ごと、パート職員は 6 ヶ月経過ごとに更新手続が行われている。現状では嘱託職員及びパート職員が希望すれば、ほぼ自動的に全員が更新されるような状態であることが判明した。

嘱託職員及びパート職員の活用が進めば進むほど、当然に業務上も欠かせない存在となり、責任のある重要な業務に携わることが多くなると考えられる。しかし、現在のと

ころは嘱託職員及びパート職員に対する人事評価制度が確立していないために、能力や意欲の有無にかかわらず、上述したように本人の希望によって契約が自動更新されている状況にある。さらに、賃金についても各職員間でほとんど格差は生じていない。このような状況は嘱託職員間及びパート職員間での不公平感を生むとともに、学校給食センターの業務の効率性からも問題があると言わざるを得ない。こうした弊害を取り除くためにも、嘱託職員及びパート職員に対する人事評価制度を確立し、その評価結果を各職員との更新手続並びに賃金へ反映させることが望まれる。

## (2) 給食調理員の処遇について（意見）

平成 16 年 4 月 1 日現在、善通寺市職員として業務に従事している給食調理員は 8 名（うち 1 名は長期病気休暇中）である。善通寺市職員職名規則第 5 条によれば、技能員は副主幹までの昇格が定められており、この規則上の技能員には当然に給食調理員も含まれると考えられる。しかし、給食調理員については別途、「善通寺市教育委員会職員職名規則」が制定されており、その第 2 条及び第 3 条により給食調理班長までしか昇格できず、副主幹までの昇格は認められていない。

給食調理班長と副主幹との給料の違いは以下の通りである。

職名	等級	給料月額	備考
給食調理班長	3 等級	249,200 円	給料月額は、共に各等級 10 号俸の給与月額を「善通寺市職員の給与に関する条例」給与表から記載した。
副主幹	6 等級	338,700 円	

同じ技能員でありながら、上記の違いが生じるような規則を定めている明確な根拠は確認できなかった。給食調理員の業務に対するモチベーションが給料面だけとは限らないものの、こうした状況は給食調理員のモチベーションの低下を招きかねない状況にあると考えられる。

「善通寺市教育委員会職員職名規則」の見直しを行うことにより、給食調理員と他の技能員との間の昇格に関する不平等な状態を解消することが望まれる。

(3) 長期休暇者に対する対応について（意見）

現在、学校給食センターに勤務する職員のうち、2名が病気を理由に長期休暇を取得している。その2名の病気休暇期間、勤務日数及び両者に対する給与支給総額は以下のとおりである。

職員	平成15年度の病気休暇期間	平成15年度勤務日数	平成15年度給与支給総額 <sup>(注1)</sup>
A氏	平成15年11月12日～現在	133日	6,003千円
B氏	平成15年5月4日～10月19日 <sup>(注2)</sup> 平成16年4月12日～現在	110日	6,786千円

(注) 1. 給与支給総額は平成15年4月から平成16年3月までの本俸（月給）と職員手当の総額であり、市が負担している共済費等は含まれていない。

2. B氏については、平成15年10月20日より学校給食センターに配属となっている。

病気を理由に長期休暇を取得している2名の職員は共に、善通寺市職員服務規則第5条第2項に基づき医師の診断書を市に提出しており、必要な手続を経た上で休暇を取得している。そして、2名の長期病気休暇取得職員の勤務日数は平成15年度善通寺市職員の年間稼働日数246日と比べ極端に少ないにもかかわらず、両者に対しては高額な給与が支給されている。

これは、職員の同一疾病による病気休暇が通算して180日以内であれば休職扱いとはならないことから、根拠規定はないものの善通寺市の慣例でこの180日間は本俸（月給）及び職員手当が全額支給されるためである。さらに善通寺市職員の給与に関する条例第18条第3項において180日を超えての病気休暇に対しては、休職者扱いとなるが、本俸（月給）及び職員手当の80%が1年間支給されることが規定されている。また、この1年間の支給が終了しても地方公務員等共済組合法第68条第1項により共済組合から1年6ヶ月間は疾病手当金附加金として1日につき日給の80%が支給される。つまり、病気休暇であれば3年間は業務に従事しなくとも生活に必要とされるか若しくはそれ以上の給与もしくは附加金が支給されている。

平成16年12月1日現在、学校給食センターにおける2名の長期休暇者については同一疾病による病気休暇が180日を超えているため、休職扱いとなっており、本俸（月

給)及び職員手当の80%が支給されている状況である。

こうした市職員に対する給与支給面での処遇は社会通念からみれば手厚すぎると言わざるを得ない。また、適切な健康管理を行って病気休暇をほとんど取得していない職員との間に不公平感が生じていると考えられる。

こうした問題を解決するためには、休職扱いとならない期間(現在の180日)を短縮するとともに、180日超の休職者に対する給与支給についても見直しを行うべきである。

地方公務員法第28条第1項によれば、以下に該当する場合には職員を降任又は免職することができるとしている。

勤務実績が良くない場合

心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

その職に必要な適格性を欠く場合

職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

学校給食センターの2名の長期休暇者については上記の項目に該当するか否かを検討し、該当する場合には降任だけでなく免職とすることも視野にいれて対処する必要がある。

8. 給食費の徴収管理について

保護者から徴収している給食費は、各学校単位でその徴収業務を行っている。当月分の給食費について善通寺市学校給食会が月末に各学校別の「給食費納入通知書」を作成し、各学校に送付する。各学校が「給食費納入通知書」に基づいて保護者から給食費を徴収し、翌月 10 日までに善通寺市学校給食会の指定金融機関口座へ振込む。

平成 16 年 3 月度の善通寺市学校給食会から各学校に対して行われた給食費の請求額は以下のとおりである。

学校名	一食当たり 給食費	給食数	請求金額
	円	食	円
東中学校	245	5,978	1,464,610
西中学校	245	6,719	1,646,155
中央小学校	215	4,885	1,050,275
東部小学校	215	4,814	1,035,010
西部小学校	215	2,432	522,880
南部小学校	215	3,621	778,515
与北小学校	215	1,992	428,280
竜川小学校	215	4,982	1,071,130
筆岡小学校	215	4,024	865,160
吉原小学校	215	2,987	642,205
中央幼稚園	194	847	164,318
東部幼稚園	194	780	151,320
西部幼稚園	194	588	114,072
南部幼稚園	194	684	132,696
与北幼稚園	194	468	90,792
竜川幼稚園	194	1,352	262,288
筆岡幼稚園	194	679	131,726
吉原幼稚園	194	673	130,562
合計		48,505	10,681,994

平成 16 年 3 月度の請求額について、善通寺市学校給食会の指定金融機関口座の通帳において、その入金状況を確認した。平成 16 年 3 月度の給食費は「給食費納入通知書」により平成 16 年 4 月 10 日が納入期限とされていたが、一部の学校からの入金が事務処理が遅れたことを理由に 5 月になっていたことが判明した。そこで、平成 16 年 3 月度の入金が遅れた学校について平成 15 年 4 月度から平成 16 年 2 月度の入金状況を確認したところ、夏休みを挟む 7 月度請求分以外は特に遅延なく入金されていることが確認された。学校給食センターでは期日までに入金がない場合は各学校に対して口頭で催促を行っているとのことであり、債権が滞留するなどの重要な問題は発生していないと判断した。

平成 16 年 2 月度についても各学校からの入金状況を確認した結果、すべての入金があったことを確認した。また、学校給食センター所長及び善通寺市学校給食会の事務担当者に対し、徴収給食費の滞納の有無について質問したところ、「これまで学校からの入金が遅延したことはなく、請求した全額が回収されている」旨の回答を得た。

学校が保護者から徴収する給食費について滞納があった場合、その管理は各学校に一任されている。「2.施設の管理について」で学校給食の問題点及び学校給食に対する要望を聴取するために訪問した学校に対して給食費滞納の有無を質問したところ、保護者の銀行口座から引落しができずに給食費を滞納している家庭があった場合でも、学期末までには納めてもらっており、滞納は発生していないとの回答を得た。

#### (1) 給食費の収支管理の妥当性について（指摘事項）

各学校単位で徴収された保護者からの給食費はすべて善通寺市学校給食会の指定金融機関口座に入金され、善通寺市学校給食会により収支管理が行われており、善通寺市学校給食会の事務担当者（善通寺市職員）が毎月の収支を記載した「学校給食執行状況」を作成している。学校栄養職員はこの「学校給食執行状況」を参考にして献立を編成することで、年間を通じて収支差額がゼロに近づくよう工夫している。

以下の表は平成 15 年度の給食費の収支状況である。

(単位：千円)

月	収入金額	支出金額	差 額 ( - )	差額累計
4	11,165	11,997	832	832
5	15,120	14,655	465	367
6	16,033	16,037	4	371
7	9,462	8,648	814	443
8	-	-	-	443
9	13,632	13,326	306	749
10	16,041	16,042	1	748
11	13,166	13,448	282	466
12	11,738	12,355	617	151
1	11,421	11,684	263	414
2	14,330	13,991	339	75
3	10,791	10,718	73	2
累計	142,899	142,901	2	2

出所： 1.平成 15 年度学校給食執行状況

2.3 月度の収入金額 10,791 千円が前掲した各学校への給食費の請求金額合計 10,681 千円と異なるのは、上記表には学校給食センターでの給食費徴収分 110 千円が含まれているためである。

上記の表では、平成 15 年度の給食費の収入金額と支出金額はほぼ同額となっており、収支管理は適切に行われているように思われる。しかし、善通寺市学校給食会の常任理事でもある学校給食センター所長並びに事務担当者へ質問し、さらに関連証憑を査閲した結果、平成 15 年度の収支の均衡を図るために、早急には必要とは判断されない食材（“煮干かえり”：いりこ給食用のいりこ）を平成 16 年 3 月に 951 千円購入していたことが判明した。

事務担当者によると、年度の収支がマイナスにならないように 3 月度の献立は当初、若干支出に余裕をみて作成していたが、年度末で 1,000 千円程度の給食費が余ることが判明した。そこで、学校給食センター所長及び学校栄養職員と相談した結果、今後の調理で必ず必要となり、かつ日持ちする食材として“煮干かえり”の購入が行われたとの

説明を受けた。

しかし、当年度中に徴収した給食費については、その年度中の食材購入に充当して、その年度の児童・生徒の給食に反映させるべきものである。

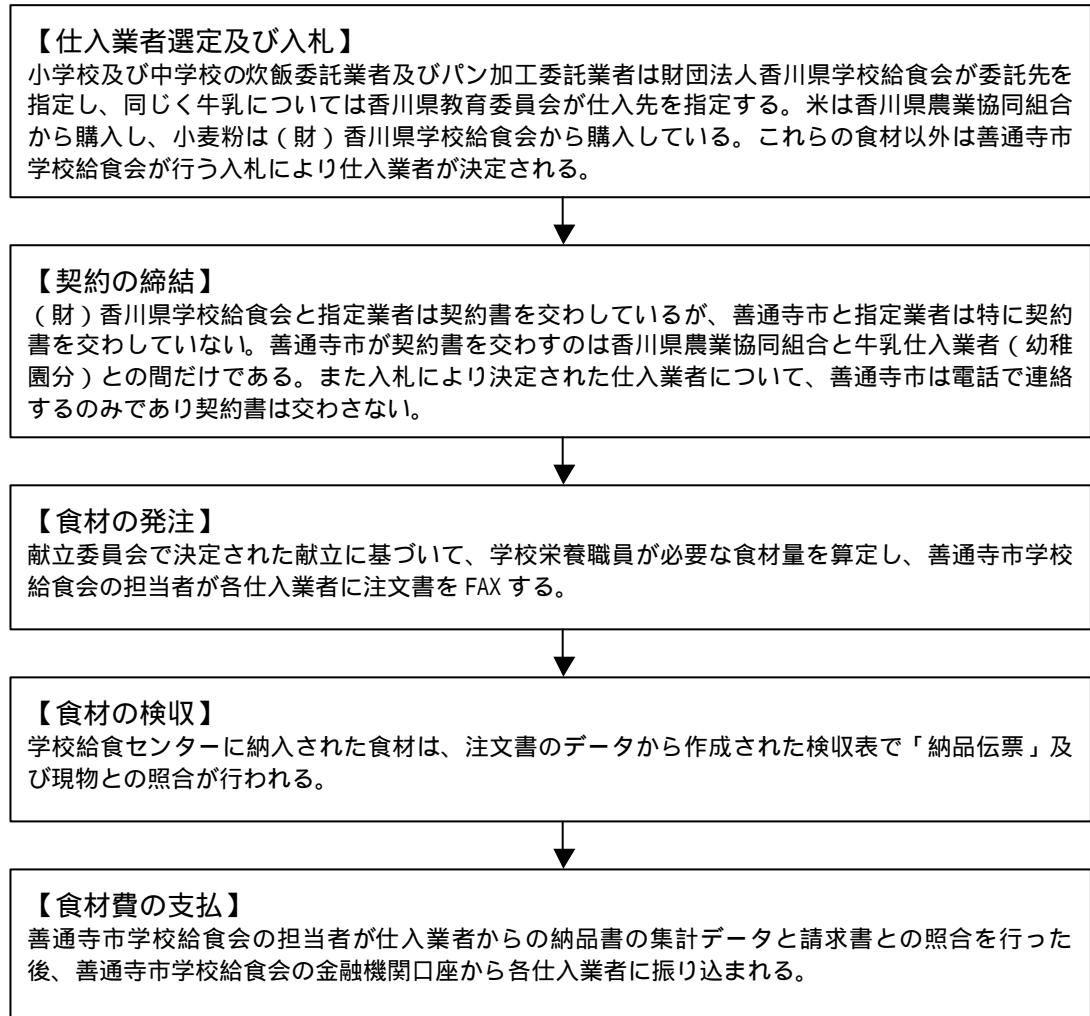
そのためには給食費が余ることが判明した時点で、献立の品数を増やすなどの対応が考えられるが、現状の献立は前もって2ヶ月に一度の献立委員会によって決定されているため献立変更は困難である。学校栄養職員に一定の権限を持たせる等により、適時の献立変更を可能にする仕組みを構築する必要がある。

また、やむを得ない事情により給食費が余った場合などは価格調整積立金へ積み立てることにより、不測の事態に備えることが望ましい。

## 9. 食材の購買管理について

学校給食のすべての食材は、善通寺市学校給食会が「善通寺市学校給食用物資購入に関する規程」に基づいて購入を行う。

購買業務の流れは以下のとおりである。



食材の購買管理の妥当性を検討するため、以下の手続を実施した。

仕入業者の選定及び入札手続の妥当性を検討するため、学校給食センター所長及び事務担当者へ質問し、平成 15 年度の仕入業者登録関連書類の査閲等を行った。

仕入単価の妥当性を検討するため、善通寺市学校給食会が実施する入札の関連書類

及び仕入業者との契約書等を査閲した。

食材の発注・納期管理及び検収業務の妥当性を検討するため、平成 16 年 3 月度の食材購入分について任意に 10 業者を抽出し、「納品伝票」と「注文書」及び「検収表」との照合を行った。

仕入業者に対する支払業務の妥当性を検討するため、 で抽出した業者について「納品伝票」と「請求書」の照合を実施すると共に、平成 16 年 3 月度の食材費支払額を金融機関の通帳と照合した。

上記の手続を実施した結果、以下の事項が発見された。

(1) パン加工委託業者及び炊飯委託業者の指定制度について（意見）

パン加工委託業者及び炊飯委託業者については、財団法人香川県学校給食会が毎年 4 月に各市町村の教育委員会宛に文書で指定業者を通知している。パン加工賃単価及び炊飯委託単価についても（財）香川県学校給食会と指定業者で事前に協議が行われ、決定後の単価が各市町村の教育委員会に通知される。

善通寺市のパン加工委託及び炊飯委託は過去 10 年以上続けて同一の指定業者に委託しており、委託単価についても以下のとおり下方硬直的でしかも一般社会ではデフレが進行している中、僅かずつではあるが上昇している。

（単位：円）

年度	1 個当たりパン加工委託単価				1 食当たり炊飯委託単価	
	基準パン(コッペパン)			バターロール 30g/個	白飯	麦混入
	50g/個 以下	51g/個～ 79g/個	80g/個 以上			
平成 7 年	24.50	24.60	25.10	28.60	24.35	25.85
平成 8 年	25.12	25.22	26.00	29.46	25.11	26.61
平成 9 年	25.90	26.00	26.81	30.49	26.00	27.50
平成 10 年	26.45	26.55	27.36	31.09	26.55	28.05
平成 11 年	26.74	26.84	27.65	31.41	26.84	28.34
平成 12 年	26.93	27.03	27.84	31.62	27.03	28.53
平成 13 年	27.01	27.11	27.92	31.71	27.11	28.61
平成 14 年	27.09	27.19	28.00	31.80	27.19	28.69
平成 15 年	27.09	27.19	28.00	31.80	27.19	28.69

平成 16 年	27.17	27.27	28.08	31.89	27.27	28.77
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(注)出所：善通寺市学校給食センター調べ「学校給食用パン・炊飯加工賃の推移」

確かに（財）香川県学校給食会が委託業者及び委託単価を指定することにより、善通寺市学校給食会を含めた各自治体の学校給食会の実務処理は簡便化されることになるものの、一方で市場の競争原理が働かないため、委託単価の引き下げや品質の向上に限界が生じていると考えられる。

事実、下記のとおり米の購入に関しては善通寺市が香川県農業協同組合と直接契約することにより、（財）香川県学校給食会を通じて購入するより安い価格で購入することが可能になっている。

- ・（財）香川県学校給食会の指定価格 295 円/kg
- ・善通寺市が香川県農業協同組合と契約した価格 293 円/kg

（注）平成 15 年度の指定価格及び契約価格である。

したがって、パン加工委託業者及び炊飯委託業者に関しても（財）香川県学校給食会の指定業者以外の業者も含めたところで味が良く、かつ委託単価がリーズナブルな業者がないか善通寺市学校給食会が独自で見つけ出す努力を行うべきであり、（財）香川県学校給食会の指定業者と競わせる仕組みを構築することによって、委託単価の引き下げや品質の向上が実現すると考えられる。

## (2) 仕入業者の登録申請について（指摘事項）

善通寺市学校給食用物資購入に関する規程第 4 条において、学校給食センター物資納入業者の指定を受けようとするものは、「学校給食用物資納入業者登録申請書」に以下の書類を添付して善通寺市学校給食会理事長に提出しなければならないとされている。

納入しようとする物資の栄養分析試験結果（特に指定するものについては、証明書を添付）

営業所並びに工場の施設所在地の見取図及び電話番号

主な販売先調書（3 件以上）

原価計算書（特に指定するもの）

税の納付すべき額及び完納証明書

食品衛生監視表

その他必要と認める書類

上記の書類は、物資納入業者の登録段階で学校給食用の食材を提供する業者としての適格性を判断する上で重要なものであると考えられる。

しかし、平成 15 年度に登録された業者のうち、1 社については「 主な販売先調書」及び「 食品衛生監視表」が入手されていなかった。入手を徹底する必要がある。

### (3) 食材の入札について（指摘事項）

食材の入札は、毎月学校給食センター内にて善通寺市学校給食会の理事立会のもと実施されている。入札の対象となるのは(財)香川県学校給食会を通さずに購入するもので、副食材と呼ばれる食材である。具体的には野菜、果物、肉、魚、加工食品、調味料などである。価格変動の大きい野菜、果物、肉類については毎月入札を行い、価格変動の小さい調味料や加工食品類については学期ごとに入札を行っている。

平成 16 年 2 月度及び 3 月度の入札関連書類の一つである「業者見積一覧表（入札用）」を査閲したところ、必ずしも最低見積価格を提示した業者が選定されていない事実が明らかとなった。以下は一例である。

・平成 16 年 2 月度

（単位：円/kg）

食品名	落札業者	非落札業者 A	非落札業者 B
葉ねぎ	690	380	-
白みそ	435	367.5	386
パン粉(乾燥)	215.3	203	-

（注）出所：「業者見積一覧表」

・平成 16 年 3 月度

( 単位:円/kg )

食品名	落札業者	非落札 業者 C	非落札 業者 D
白菜 ( 生 )	177	150	-
葉ごぼう ( 生 )	940	690	-
じゃがいも 2cm 角	305	280	320

この点について、善通寺市学校給食会の常任理事でもある学校給食センター所長並びに善通寺市学校給食会の事務担当者に質問したところ、食材については価格のみでなく品質も重視すること、地産地消（地元で生産された食材を地元で消費すること）及び数量変更時期、納入形態や調理作業上の問題等を考慮して立会者の了承を得た上で業者を選定する場合があるとの説明を受けた。しかし、「業者見積一覧表（入札用）」には選定理由は記載されていなかった。

食材の購入はすべて保護者から徴収される給食費で賄われており、最低価格ではない業者から購入する場合には必ず合理的な理由が必要である。したがって入札により最低価格ではない業者が選定された場合には、その合理的な選定理由を「業者見積一覧表（入札用）」等に記録し、責任者が承認印を押印しておくことが必要である。

#### (4) 仕入業者との契約締結について（指摘事項）

パン加工委託業者及び炊飯委託業者は（財）香川県学校給食会が仕入業者を指定し、牛乳は香川県教育委員会が仕入業者を指定している。

これらの指定業者の供給対象について学校給食センター所長に質問したところ、供給対象は学校給食法第 3 条第 2 項にある「義務教育諸学校」すなわち小学校及び中学校であり、幼稚園は対象外であるとの回答を得た。そのため、善通寺市学校給食会は幼稚園への牛乳供給に関して小学校及び中学校と同一の指定業者と契約しているものの別途、供給契約書を締結している。

しかし、パン加工委託業者及び炊飯委託業者については従来から契約書を締結していないことが判明した。パン加工委託業者及び炊飯委託業者との間において、今後の無用なトラブルを避けるためにも契約書を締結することが必要である。

(5) 入札決定単価と納品伝票との照合について（指摘事項）

「納品伝票」と仕入業者からの「請求書」の照合作業は下記の手順で実施されている。

善通寺市学校給食会の事務担当者が日々の納品伝票の金額をパソコン上で表計算ソフトに入力し、業者別集計表を作成する。

月次で仕入業者から送られてくる請求書と業者別集計表との照合を行う。

照合作業の完了後に、金融機関への支払手続を行う。

しかし、「納品伝票」に記載されている実際の納品単価と入札決定単価との照合漏れが一部判明した。実際に平成 16 年 3 月度に購入を行った食材の一部（煮干かえり）について、入札決定単価よりも高い単価が「納品伝票」に記載されていたことにより、結果的に 197 千円（税込）も高い金額で購入を行っているケースが発見された。

納品伝票に記載されている納品単価と入札決定単価との照合を行わなければ、入札自体が無意味になってしまい、発見されたケースのように不当に高い金額で購入するリスクが生じる。

したがって、「納品伝票」に記載されている納品単価と入札決定単価との照合は確実にを行う必要がある。

(6) 委託炊飯から自校炊飯への切替えについて（意見）

現在、炊飯に関しては（財）香川県学校給食会が指定した業者に週 2 回委託し、週 1 回は学校給食センターで炊飯している。平成 15 年度の委託加工賃は一食当たり白飯で 27.19 円、麦混入で 28.69 円となっている（米代、麦代は含まれない）。年間の炊飯に関する委託料を計算すると以下のとおりとなる。

$$\begin{array}{rcl} \text{白飯} & 237,170 \text{ 食}^{(\text{注}1)} \times 1/2^{(\text{注}2)} \times 27.19 \text{ 円/食} & = 3,224,326 \text{ 円} \\ \text{麦ご飯} & 237,170 \text{ 食} \times 1/2 \times 28.19 \text{ 円/食} & = \underline{3,342,911 \text{ 円}} \\ & & 6,567,237 \text{ 円} \end{array}$$

（注）1. 出所：香川県学校給食共同調理場連絡協議会調べ「平成 15 年度学校別委託炊飯数量表」  
2. 週 2 回の委託炊飯のうち、1 回は麦ご飯のため計算を簡便化するため年間食数の 1/2 とした。

この委託料は保護者から徴収する給食費で全額賄われている。仮に学校給食センターにおいて週 3 回すべての炊飯を行うことが可能であれば、その委託料相当額だけ給食費を安くすることが可能になる。しかし、学校給食センターの現状の設備及びスペースを考慮すると、週 3 回すべての炊飯は不可能と判断せざるを得ない。

そこで、一部の地方自治体で実施されている試みで、各学校・各クラスに 1 台ずつ家庭用電気釜を設置し、自校で炊飯を行う方式（以下、「自校炊飯方式」という。）を提案したい。

これにより以下のようなメリットが生まれると考えられる。

炊飯委託加工賃の負担がなくなるために、給食費の引き下げ、もしくはより良い食材の購入が可能となる。

児童が炊き立てのあたたかいご飯を食べることができる。

各クラスの炊飯を児童の当番制とすることで、児童の「食」に対する意識の向上につながる。

ただし、この自校炊飯方式を可能にするためには、当然に設備の初期投資が必要となる。以下で設備の初期投資額を試算する。

炊飯器購入費：

中学校	18,900 円/台 <sup>(注1)</sup>	× 26 クラス	=	491,400 円
小学校	18,900 円/台	× 66 クラス	=	1,247,400 円
幼稚園	18,900 円/台	× 20 クラス	=	378,000 円
学校給食センター	18,900 円/台	× 1 台	=	18,900 円
電気工事費：				<u>28,000,000 円</u> <sup>(注2)</sup>
		合計		30,135,700 円

さらに、炊飯による追加光熱費は年間 474,340 円 ( = 2 円/食<sup>(注3)</sup> × 237,170 食<sup>(注4)</sup> ) と試算される。

- (注) 1. 包括外部監査人調べで 5 合～2 升炊の電気炊飯器のうち、もっとも安価な製品価格を使用した。なお、2 升は約 3 kg を炊くことができる容量であり、最も容量が必要な中学校 1 クラス分に十分に対応できる容量である。
2. 出所：「学校給食が子どもと地域を育てる」(竹下 登志成著) 自校炊飯方式をすでに採用している高知県南国市において、小学校 13 校に対して電気工事費が 20,000 千円であった旨の記述から、(20,000 千円/13 校) × 18 校 (学校給食センターが提供している学校数) = 約 28,000 千円と試算。
3. 出所：「学校給食が子どもと地域を育てる」(竹下 登志成著)
4. 平成 15 年度の炊飯委託数量。

初期投資額の回収期間(Y)について検討すると、

$$\begin{array}{rcl}
 30,135,700 \text{ 円} + (474,340 \text{ 円} \times Y) & = & 6,567,237 \text{ 円} \times Y \\
 \text{-----} & & \text{-----} \\
 \text{自校炊飯方式のコスト} & & \text{委託炊飯のコスト}
 \end{array}$$

(注) 毎年の給食数は平成 15 年度実績と同じ年間 237,170 食として計算している。

上記の方程式を解くと Y = 4.94...年となり、初期導入費 30 百万円については追加光熱費を考慮しても炊飯委託料が不要となるために約 5 年で回収できることなる。さらに 5 年目以降は炊飯器の更新はあるものの毎年 6,093 千円 ( = 6,567 千円 - 474 千円 ) 程度の節約効果が期待できる。

ただし、学校給食法第 6 条では「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者(地方自治体)の負担とする。」と規定されているため、初期投資額は善通寺市の一

般会計が全額負担することになり、保護者から徴収した給食費を充当することができない。

そのため、財政的な負担も考慮して、最初は数校に対して実験的に採用し、前述したメリットが十分に享受できると判断された時点で採用する学校を段階的に増やしていくなどの施策が必要になると思われる。

## 10. 食材の在庫管理について

学校給食センターにおいて、在庫として保管している食材は長期間保存が可能な調味料類のみである。米や小麦粉に関しては、パン加工及び炊飯委託業者（善通寺市では同一の業者）が保管・管理を行っている。

食材の在庫管理の妥当性を検討するため、以下の手続を実施した。

学校給食センター保管の食材に関する管理方法を学校給食センター所長及び善通寺市学校給食会の事務担当者から聴取した。

米、小麦粉に関してパン加工及び炊飯委託業者から管理方法を聴取するとともに、同業者へ往査した平成 16 年 7 月 13 日現在の在庫数について現物と受払記録との照合を行った。

上記の手続を実施した結果、パン加工及び炊飯委託業者の保管在庫については特に問題点は発見されなかったものの、学校給食センター保管在庫について以下の事項が発見された。

### (1) 学校給食センター保管の食材管理について（意見）

学校給食センター保管の食材は年に一度、3 月 31 日に実地棚卸を行い、「在庫品調書」を作成して善通寺市学校給食会の理事会に報告しているが、日常の入出庫について受払い管理は行われていない。しかし、在庫として保管している調味料などは家庭用としても転用可能であり、横領等のリスクを軽減するために受払記録を作成し継続的に管理することが望ましい。

なお、調味料等の入出庫の都度、受払記録を行うことが実務上困難であれば、日々、調理作業終了後に棚卸を行って 1 日の消費量を把握し、異常な消費量でないことを確認することも次善の策として有効であると考えられる。検討されたい。

(2) 食材在庫の棚卸計上漏れについて（指摘事項）

善通寺市学校給食会の理事会に報告された平成 16 年 3 月 31 日付の「在庫品調書」には、平成 16 年 3 月 20 日に購入したものの、翌年度に使用される“煮干かえり”（「8.（1）給食費の収支管理の妥当性について」参照）951 千円が記載されていなかった。この“煮干かえり”は購入数量が 490 kg と膨大だったため、学校給食センターの保管スペースを考慮して仕入業者に預けていたことから「在庫品調書」に記載するのを失念したとの説明を受けた。

決算日末日の在庫品を正確に理事会に報告することは、理事会にとって徴収した給食費が適正に使用されていることを判断する上で重要である。保管食材が網羅的に在庫品として把握できる実地棚卸方法を確立すべきである。

## 11. 貯蔵品及び有形固定資産管理について

学校給食センターが所有する備品について実在性を検証するため、以下の手順を実施した。

学校給食センター所長及び物品取扱員から備品の管理状況を聴取した。

平成 16 年 8 月 5 日に行われた備品の現物調査に立会い、購入価格が 100 万円以上の備品については全件現物との照合を行うとともに、100 万円未満の備品については現物の有無について学校給食センター所長、物品取扱員及び調理員の調査結果を査閲した。

平成 15 年度の備品廃棄処分について「物品出納通知書」を査閲し、適切な手順を経て廃棄処分が行われたかどうか確認した。

上記の手順を実施した結果、以下の事項が発見された。

### (1) 備品の現物調査実施時期について（意見）

善通寺市物品会計規則第 39 条では「物品取扱主任は、毎年 3 月末日現在における「備品台帳・備品現在高調書」と備品を照合し、数値その他内容に誤りがないことを確認し、収入役にその結果を報告しなければならない。」と規定されている。学校給食センターでは、平成 16 年 3 月末日現在の「備品台帳・備品現在高調書」と現物との照合が、基準日から 4 ヶ月以上が経過した平成 16 年 8 月に実施されていた。現物調査において、基準日である 3 月末日と調査実施日との期間が長くなれば、その間の異動を適切に反映した現物調査を行うことが困難になり、正確性が著しく低下する。したがって、現物調査は基準日である 3 月末日になるべく近い時期に実施することが望ましい。

善通寺市学校給食センターにおいては、学校が春休み中である 4 月初旬に現物調査を行うことが可能と考えられ、この時期に実施することが望ましい。

(2) 備品の廃棄処理方法について（指摘事項）

平成 16 年 8 月 5 日に行われた備品の現物調査の立会時に、すでに現物が廃棄済みであるにもかかわらず、廃棄処理が行われていないために「備品台帳・備品現在高調書」から削除されていないものが以下のとおり発見された。

【50万円以上】

登録番号	分類コード	品名/形状・寸法	取得年月日	納入業者	価格 (円)
27410	011-062	ミキサー 1800X660X1565 FDM	S48/8/31	厨房機器業者 F	585,000

【50万円未満】

登録番号	分類コード	品名/形状・寸法	取得年月日	納入業者	価格 (円)
27037	011-001	泡立器 90CM ステン	S60/11/11	厨房機器業者 F	10,000
27038	011-001	泡立器 90CM ステン	S60/11/11	厨房機器業者 F	10,000
27039	011-001	泡立器 90CM ステン	S60/11/11	厨房機器業者 F	10,000
27040	011-001	泡立器 90CM ステン	S61/7/15	厨房機器業者 F	9,000
27062	011-005	缶切器 K-1000	S63/2/25	厨房機器業者 F	88,000
27108	011-025	鍋 10L アツヨク	S63/3/30	厨房機器業者 J	23,000
27114	011-032	冷温水ボトル	S60/8/28	業者 K	53,860
27116	011-033	冷蔵庫	S63/9/14	家電販売業者 L	80,000
27120	011-039	食品脱水機	H5/4/28	厨房機器業者 F	381,100
27145	011-049	コンテナ 6ガツヨク	S55/1/30	厨房機器業者 F	165,000
27146	011-049	コンテナ 6ガツヨク	S55/1/30	厨房機器業者 F	165,000
27148	011-049	コンテナ 4ガツヨク	H5/9/13	厨房機器業者 F	182,310
27149	011-049	コンテナ 4ガツヨク	H5/9/13	厨房機器業者 F	182,310
27150	011-049	コンテナ 4ガツヨク	H5/9/13	厨房機器業者 F	182,310
27151	011-049	コンテナ 4ガツヨク	H5/9/13	厨房機器業者 F	182,310
27152	011-049	コンテナ 6ガツヨク	H5/9/13	厨房機器業者 F	226,600
27153	011-049	コンテナ 6ガツヨク	H5/9/13	厨房機器業者 F	226,600
30409	011-049	コンテナ 6ガツヨク	H1/2/28	厨房機器業者 F	189,000
30410	011-049	コンテナ 6ガツヨク	H1/2/28	厨房機器業者 F	189,000
27412	011-062	ミキサー 1200X750X800	S48/8/31	厨房機器業者 F	60,000
35832	011-062	ミキサー コック外 MX-40	H11/3/10	厨房機器業者 F	189,000
27416	011-069	ライスボイラー 1200X1000	S48/8/31	厨房機器業者 F	195,000
27417	011-069	ライスボイラー 1200X1000	S48/8/31	厨房機器業者 F	195,000
27421	011-073	残菜受け 450X300X120	S61/5/23	厨房機器業者 F	13,000
27422	011-073	残菜受け 450X300X120	S61/5/23	厨房機器業者 F	13,000
27477	015-002	掛時計 セイコ . クォーツ	S60/8/29	業者 N	20,000
27478	015-002	掛時計 セイコ . クォーツ	S60/8/29	業者 M	20,000
27480	015-002	掛時計 セイコ . クォーツ	H4/2/24	家電販売業者 O	21,115
		合計			3,281,515

上記物品は、いずれも使用年数がその耐用年数を超過して使用不能となったために現物を廃棄したとの説明を受けた。使用不能となった物品の廃棄処分を行う場合には、善通寺市物品会計規則第 24 条第 2 項に「物品出納員は、その保管する物品が使用に耐えなくなり修理の見込みのないときは、その都度総務課長に引き継がなければならない。」と規定されている。しかし、上記の廃棄処分された備品については、いずれも「物品出納通知書」が作成されておらず、総務課長への引き継ぎが行われていなかった。

使用不能となった備品が発生した場合には、その都度「物品出納通知書」を作成し、総務課長の承認後に処分を行うという手続を遵守する必要がある。

### (3) 遊休資産及び使用不能備品について（指摘事項）

平成 16 年 8 月 5 日に行われた備品の現物調査に立会ったところ、以下の遊休資産並びに故障等により使用不能となっている備品が発見された。

なお、遊休資産とは機能的には使用できる状態ではあるが、現在使用されていない備品のことを指す。

#### 遊休資産

登録番号	分類コード	品名/形状・寸法	取得年月日	納入業者	価格 (円)
27068	011-017	食器・食缶消毒保管機 3740X950X1900	H7/8/30	厨房機器業者 F	2,266,000
36527	013 - 191	廃食油燃料化機 IL7 A 型	H11/9/1	生活協同組合 Q	5,124,000
		合計			7,390,000

食器・食缶消毒保管機は当初 4 台を購入したものの、そのうちの 1 台については平成 11 年度の食器等改善事業の実施に伴い食缶洗浄機及びコンテナ乾燥室を設置する上で調理場の設置スペースに余裕がないことと、生徒数の減少により 1 日当たり給食供給量が減少していることから使用されておらず、現在は調理場外に移設され食器かご等の保管庫として使用されている。

廃食油燃料化機とは、揚げ物などに使用された後の食用油をディーゼルエンジン用の燃料にリサイクルする装置である。廃食油をメタノールと反応させ、精製したバイオディーゼル燃料（BDF）は軽油と比較しても二酸化硫黄や黒煙の排出が少なく、環境に

やさしい燃料として注目されていたため、善通寺市では平成 11 年度にリサイクル事業の一環として未来クルパーク 21 で購入し学校給食センターに設置され、設置後数年間はバイオディーゼル燃料（BDF）を精製して未来クルパーク 21 所有の車両に使用していた。しかし、当燃料は実用段階に至っていなかったため、当車両の故障の原因となるなどの不具合が発生したことから、現在はその精製を中止し、当機械も使用されていない。

食器・食缶消毒保管機及び廃食油燃料化機はいずれも機能的には使用可能な状態であるため、売却も含め早急に今後の有効利用を図るための検討を行う必要がある。

#### 使用不能資産

登録番号	分類コード	品名/形状・寸法	取得年月日	納入業者	価格 (円)
27043	011-002	オープン REX7-24 レックス	S60/8/24	厨房機器業者 F	2,264,500
27124	011-046	コンベアー 14500X300X450	S48/8/31	厨房機器業者 F	2,150,000
27125	011-046	コンベアー 6000X700X450	S48/8/31	厨房機器業者 F	1,850,000
27126	011-046	コンベアー 10000X600X650	S60/8/24	厨房機器業者 F	2,200,300
27117	011-036	フードスライサー 840X690X1050 ES-2	S51/4/12	厨房機器業者 F	635,000
33770	013-023	草刈機 キョウリツ SRC260U	H10/6/30	農業協同組合 P	52,500
		合計			9,152,300

このような使用不能な物品については、「(2) 備品の廃棄処理方法について」に記載したとおり、善通寺市物品会計規則第 24 条第 2 項に従い、「物品出納通知書」を作成し、総務課長の承認後に処分を行う必要がある。

また、善通寺市物品会計規則第 25 条第 1 項に「総務課長は、前条第 2 項の規程により引継ぎを受けた物品については、市長の承認を得て売却しなければならない。」と規定されている。善通寺市物品会計規則を遵守して売却可能な備品は早急に売却を行うことで、より多くの資金を回収することができる。

## 12. 総括

人間が生活する上で、食はたいへん重要な位置を占める。特に、心身ともに成長発達の途上にある児童にとって、栄養バランスのとれた食事を 1 日に 3 度きちんと摂取することは、健康的な生活を送り、健全な成人になる基本である。また、家族や友人と和やかに食事をすることは、豊かな心や良好な人間関係を育成する観点からも、大切な役割を果たすものである。

しかし、国民の生活水準が向上し、飽食の時代とまで言われるようになった現代社会においては、偏った食事内容からくる栄養のアンバランス、ファーストフードによる食事時間の短縮、核家族化が進んだことによる一家団樂の食事時間の喪失等、様々な問題が噴出ししている。児童にスポットを当てても、朝食抜きで登校する児童、一人で食事を食べる児童の存在が指摘され、さらには食生活の問題だけではなく、食生活を基本とする各種の生活体験の不足や人間関係の希薄化がいわゆる「キレやすい」青少年を産み出しているとする説もある。

このような環境にある児童にとって、学校栄養職員により栄養バランスが計算され、また友人と席を並べて食事をする学校給食は単なる食事ではなく、「食育」と呼ばれる教育の一環として考えられるほど重要性は高まっている。今から 100 年以上前に山形県の小学校で、貧困児童を対象に無料給食を実施してスタートした学校給食であるが、100 年のときを経てその役割は大きく変化していると言えるだろう。

監査結果で述べたとおり、調理現場を部分的に民間委託するだけでは抜本的なコストダウンは図れず、更新投資の問題まで含めて解決できる可能性を秘めた完全民営化も現行の学校給食法及び学校給食法施行令が障害になる。ただし、将来的に学校給食法及び学校給食法施行令が改正され、学校給食事業の完全民営化の道が開かれたとしても、教育の一環と考えられる現在の学校給食の役割を理解し、行政としてその責任を果たす仕組みを取り入れた上で民営化を検討する必要があると考える。

以 上